

平成29年白川町議会第4回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 平成29年12月14日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議員派遣について
日程第4 一般質問
日程第5 議第51号 白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議第52号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議第53号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議第54号 地方創生拠点整備事業 複合拠点施設建設工事請負契約の変更について
日程第9 議第55号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約に関する協議について
日程第10 議第56号 平成29年度白川町一般会計補正予算（第4号）
議第57号 平成29年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第58号 平成29年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 藤井宏之君、 5番 服部圭子君、 6番 今井昌平君、
7番 嶋田有康君、 8番 安江孝弘君、 9番 細江茂樹君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	瀬瀬政昭君、	総務課長	佐伯正貴君、
企画課長	安江章君、	町民課長	安江寿一君、
保健福祉課長	田口裕和君、	農林課長	伊佐治優君、
建設環境課長	藤井勝則君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	安江文郎君		

6. 職務のために出席した者

事務局長 杉山 哉史君、 書記 今井由美君、
書記 藤井沙弥香君

7. 会議の経過

(議長 9番 細江茂樹君)

- 議長 皆さん、おはようございます。12月に入りまして、本当に朝晩寒くなってまいりました。特に二日ほど前にはですね、相当な積雪がありまして、ただ積雪があったといっても白川も広いものですから、積雪20cm以上あったところ、そして何も今現在ない所と、非常に地域によっては相当違うなと思っております。そんな中ですけれども、今年もあと少しとなってまいりました。2、3日前には今年の1年を占う、占うというのか今年を判断する文字ということで「北」という文字が出ました。これについては皆さんもマスコミ等、そして自分自身でもいろんなふうを考えられたかなと思っております。私たち議会も、そして町民の皆さんも今年、白川町をどういうふうに判断されたのかなと思っておりますし、またそんな話も皆さんから聞かせていただけたらいいかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。
- 議長 では、ただいまから本日の会議を始めます。本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。
- 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議長 ただいまから平成29年白川町議会第4回定例会を開会いたします。
- 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。
(事務局長 杉山哉史君)
- 事務局長 平成29年10月16日、第3回臨時会閉会以降の諸般の報告をした。
なお、平成29年10月25日、11月21日に執行されました例月出納検査の結果が監査委員から議長宛てに報告されましたので、その写しをお手元に配布しております。よろしくお願い致します。以上です。
- 議長 直ちに本日の会議を開きます。
◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、3番 梅田みつよ君、4番 藤井宏之君を指名します。
◇日程第2 会期の決定
- 議長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議長 お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの5日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月18日までの5日間と決定しました。

○ 議 長 ここで町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。町長。
(町長 横家敏昭君 登壇)

○ 町 長 本日ここに平成29年白川町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員全員の参集を賜りありがとうございます。

今年も残すところわずかとなりました。今年は議員の皆様にとっては、想い多き年であったこととご推察申し上げます。白川町にとりましては、台風の襲来はありましたけれども大きな災害もなく、平穏な正月が迎えられそうでございます。春に放映されました「岐阜にイジュー」のテレビ番組は、あの時間帯にもかかわらず視聴率は高く、白川町をアピールすることができました。ただ、それで終ることなく、次のことにも挑戦したいものでございます。

急激な人口減少が続く中で、町民老若男女を問わず、一人ひとりのがんばりが地域力として町の生活を支えてくださっています。お互い様社会の実現にさらなるご協力をお願いするものであります。「まかぬ種は生えぬ」といいます。秋の収穫があるのは、春の種まきがあり、その管理も大切でございます。春の代表的な草花のレンゲは、豆科の植物で細長いさやの中にいく粒かの種をつけます。その種をまいてみますと、その年に生える物、翌年に生える物、そして3～4年後に生える物、あるいは10年以上後に生える物とに分かれると言われております。自然界の種の保存の不思議を感じております。私たち人間社会においても何を後世に残すのか、種まきと同じだというふうに考えます。何もしなければ、何も起きません。すぐに結果が必要なもの、長年先の予測でまくものなど色々な種まきが必要だと考えております。議会でご決定いただきました種まきを執行機関が心を込めて育てていくことが大切だと、私自身気づかせていただき、反省をした一年でありました。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、条例の一部改正3件、平成29年度一般会計、国民健康保険特別会計及び簡易水道特別会計の補正予算3件、工事請負契約の変更1件、規約の一部改正に関する協議1件の合わせて8件を上程しております。

さて議案の概要でございますが、議第51号から53号までは条例の一部改正であります。議第51号は、白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

しようとするものであります。国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合には1歳6ヶ月までの育児期間を、2歳まで可能とする改正内容に準じ、所要の改正をしようとするものでございます。

議第52号及び議第53号につきましては、平成29年度の人事院勧告の内容に準じ、特別職の職員と議会議員の期末手当について、また一般職の職員の給与等について所要の改正をしようとするものでございます。

議第54号につきましては、地方創生拠点整備事業 複合拠点施設建設工事請負契約の変更についてであります。この工事は、平成29年10月4日に請負契約を締結し、株式会社ニシノにより施工中であります。事業量の増加に伴い工事費の増額が生じたことにより請負契約を変更するものであります。

議第55号につきましては、岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約に関する協議でございます。当退職手当組合は昭和36年10月に設立され、平成29年3月末時点で市・町村・一部事務組合・広域連合の合計66団体が加入し、常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同で処理しております。この構成団体でありました「可茂広域行政事務組合」が平成29年3月末日をもって解散したことに伴い、組規約を改正しようとして岐阜県市町村課を通じて総務省に助言を仰いだところであります。総務省からは、岐阜県が加入する一部事務組合に岐阜県地方競馬組合があるため、地方自治法第286条の規定により、規約改正の許可は総務大臣が行うものであり、昭和52年10月以降に行われた岐阜県知事許可による規約はいずれも無効であるとの指摘を受け、過去34回の規約改正と併せて組規約を構成する団体の変更について協議をし、議決を求めるものでございます。

議第56号は、平成29年度白川町一般会計補正予算（第4号）であります。今回の補正では、総額5,700万円を追加して補正後の予算総額を63億5,170万円とするもので、当初予算編成以降に生じた人事異動、給与改定等に伴う人件費調整のほか、所要の補正を行うものであります。補正の主な内容は、総務費では、オリンピック・パラリンピック選手村の多目的施設に使用する木材の伐採式典経費として150万円を、新築住宅の取得、中古住宅の購入・改修に対する補助や中古住宅の家賃補助として住宅取得等支援事業に1,124万円をそれぞれ追加、民生費では、平成30年4月の制度改正に向けた障害者自立支援システムの改修委託料に60万円を、未満児の途中入園による予算不足に対応するため、光の子保育園委託費を440万円、それぞれ追加、衛生費では、浄化槽設置補助金を400万円追加、農業費では、特産物施設建設負担金を590万円、中山間地域等担い手育成総合対策事業に564万円を、町単土地改良事業補助金

に250万円をそれぞれ追加、林業費では、射撃場修繕に110万円を、成山地内で実施するバッファゾーン整備の事業量を増加するため300万円を、林道工事費として2,700万円をそれぞれ追加、土木費では、県補助金を活用して実施する国道256号線沿いの倒木対策事業として200万円を、県営事業負担金として1,150万円を、急傾斜地崩壊対策事業の新規区域指定に必要な丈量測量費として350万円をそれぞれ追加、教育費では、義務教育学校設置に関する検討費用として28万円を、小学校の営繕費用として73万円をそれぞれ追加したほか、各事業における不用額を整理し、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

これに対する主な歳入予算として、分担金及び負担金では、117万6千円を、国庫支出金では、310万1千円をそれぞれ追加、県支出金では、1,294万7千円を減、諸収入では、675万円を追加、町債では、林道整備事業に対し3,850万円を追加、そして前年度繰越金2,042万円を追加して収支の均衡を図りました。

議第57号は、平成29年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、一般被保険者の診療報酬費として1億780万円を、療養費として107万円をそれぞれ追加して、補正後の予算総額を12億4,290万円とするものであります。

議第58号は、平成29年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第2号）で、水道施設の修繕料として300万円を追加し、補正後の予算総額を7億9,800万円とするものであります。

以上、今回提案いたしました諸議案についてその概要を説明いたしましたが、幸いにして議員各位のご賛同を賜りますならば、的確な執行を図って参りますので、何卒ご理解とご承認を賜りますようお願い申し上げます、白川町議会第4回定例会開会の町長説明とさせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議長 お諮りします。

議員の派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 異議なしと認めます。よって議員派遣につきましては、別紙派遣案のとおり決しました。

○ 議長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を、議長に一任願いたいと思

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって記載事項に変更が生じた場合の修正は、議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

- 議 長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、5名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、申し合わせにより、質問回数は一件につき一人3回までとし、制限時間は答弁を含め、一人1時間以内とします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

- 議 長 それでは、4番 藤井宏之君。

(4番 藤井宏之君)

- 4 番 ただ今、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。まず1つ目ですけれども、ごみ出し難民について質問いたします。高齢者が住み慣れた地域で生活を継続し続けるには、将来に対する不安を少しでも和らげる努力をしていかなければいけないと思います。高齢者の将来に対する不安というのは、いくつかあると思いますが、今回はゴミ出しについて質問をします。

近年、社会問題化してきている高齢者に多いゴミ出し難民についてお聞きしたいと思います。ゴミ出し難民とは、高齢に伴う身体能力の低下や病気等によって、ゴミを出すことが困難な人のことを言うそうです。先日、ある会合の席で高齢者の方々から「この先、車に乗れなくなって、ゴミステーションまでごみ袋を持って行けるだろうかとても不安だ」と言われました。現在のところ、ゴミステーションは各自治会毎に一か所設置してあり、資源ごみのペットボトル、トレイなどは各自治協議会毎に一か所となっております。特に、高齢者にとっては自宅からゴミステーションまで遠かったり、また階段の上り下りや坂道であると体力的にも大変であると思います。「せめて、資源ごみも可燃ごみ同様、各自治会毎に出せれるようにしてもらえないだろうか」とも言われました。

今、町ではこうしたゴミ出しに困難な人のために、新たな取り組みを計画しようと研究されていると伺っております。高齢者の困りごとは今直ぐの問題ですので、先送りすることはできないと思っております。困っている方の玄関先まで取りに来て貰える、そのような解決策ができればきっと不安は取り除かれるでしょう。どうかスピード感を持って実施できるようお願いするわけですが、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねします。

- 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 田口裕和君)

- 保健福祉課長 それでは4番 藤井議員のご質問、ごみ出し難民についてにお答えしたいと思います。藤井議員からのご質問に対しまして、ゴミステーションの課題とは別の観点から、高齢者のゴミ出しに限らず困りごとに対する対応としまして、保健福祉課からお答えしたいと思います。

藤井議員からの質問にありますように今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となります単身高齢者や、高齢者夫婦のみの世帯が大きな割合を占めていくことも踏まえて、地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが重要となってくると思います。また、高齢者の方もその担い手となることで自身の介護予防の効果も期待できるというようなことから今年度、保健福祉課では、生活支援体制整備事業として社会福祉協議会に生活支援コーディネーターをお願いし、その体制整備を進めることとしました。ゴミ出しに限らず、家の中や外などの生活支援としてどのような課題があるのかそれらを調査し、また支援者として地域の中でどのような団体や、個人があつて、その団体や個人の人達はこんな事がお手伝いできますよというような、そういった調査をし、困りごとの一覧と支援者ができることの一覧を作成することで、必要な支援者の選択ができるようにしようとするものでございます。現在は、白川地区を対象に困り毎の発掘、対応可能な資源の実態を調査中でありまして、最終的には先ほど申しましたような一覧を作成し進めて行く予定であります。現在、白川地区ではございませけれども、今後は他の地区へ拡大していく予定でございます。

また、介護保険の認定を受けた方でヘルパーを活用し生活介護を受けている方は、介護の内容や時間的なことにもよりますけれども、ゴミ出しについてはそういったヘルパーの活用は可能ではあると思います。そのほか現在、シルバー人材センターにおきましても今後の活動の範囲を拡大するというを各種検討してみえますので、そちらへも働きかけをしていきたいと考えております。

いずれにしましても、対策として現在進めてはおりますが、早急な対応ができないのが現状でございます。最近では、ご近所とのお付き合いも希薄になってきている状況もありますが、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら福祉サービスと協同して助け合いながら暮らすことのできるよう、今一度考える必要があると思います。とかく「他人事」になりがちな事を「我が事」と捉えて自助、共助、公助の中で自助の次に「近助」として、近くの人でお助けをいただけたらと思っております。早急な事はできませんが、そういったことでお助けいただければ有り難いと思っております。保健福祉課からの答弁とさせていただきます。

- 議 長 建設環境課長。

(建設環境課長 藤井勝則君)

- 建設環境課長 4番 藤井議員からのご質問、ごみ出し難民について建設環境課からお答え申

し上げます。現在、家庭から出される一般廃棄物については、白川町一般廃棄物処理基本計画に基づき、決められたごみ集積場所に出していただく「ステーション方式」を採用しております。収集運搬については、可燃ごみ、発砲スチロール、発泡製トレイ、ペットボトル、蛍光灯及び水銀体温計のごみをシルバー人材センターからの派遣職員により町で直営で行っています。それ以外の一般廃棄物は、一般廃棄物処理業の許可を受けた委託業者が行っているところでございます。町内に設置されているごみステーションは、可燃ごみが124ヶ所、不燃ごみ及び粗大ごみ等が113ヶ所、発砲スチロール、ペットボトル等が16ヶ所となっております。また、し尿処理を含め一般廃棄物の処理には、毎年2億円近い費用を費やしております。

国立環境研究所の調査によりますと、高齢者のごみ出しに対する取り組みは、全国の約2割の自治体で行われています。自治体の規模別にみると、政令指定都市などの規模が大きい自治体ほど、課題として認識している割合が高く、支援制度も進んでいるという結果が出ています。規模の小さい自治体で取り組みが進んでいない理由としては、家族やホームヘルパーさんによる支援や、地域内での助け合いなど、自助・共助が機能しているため、これまで課題として認識されてこなかったことや、財政状況等から人員や予算を確保することが難しいことなどが考えられています。このような状況の中、本町としても今後の課題として認識し、ごみ出しの支援方法等について、全国の事例や、県内市町村の動向を見ながら検討を進めているところでございます。

しかしながら、議員の質問にあります困っている方の玄関まで取りに来てもらえるという「戸別収集方式」の採用は、理想的な収集方法であると思われませんが、本町では、自助・近助・共助が機能しているところもあり、ごみ出しが困難な高齢者等への支援についても協力を求めていると考えているところでございます。戸別収集方式の実施にあたっては、対象となる方の条件や、利用者の見込み数の推計、収集料金の設定など慎重に検討すべき事項が多く、時間を要するものであるため、まずは、現在のごみステーションの実態調査を行い、地域の課題を把握し検討したいと思っております。ごみ出しが困難な高齢者等への新たな支援方法につきましては、今後も様々な事例を参考としながら、保健福祉課や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、白川町に合った合理的な支援策の検討を前向きに検討していきたいと考えています。以上、藤井議員の質問に対する建設環境課からの答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
- 4番 ただ今、保健福祉課長並びに建設環境課長から答弁いただきましたが、まずは保健福祉課長が言われました自助、共助、公助から近所の方々のこういった取り

組みは全く大切だと思いますけれども、これをどのようにして働きかけていくかというところが一番の問題ではないかと思います。建設環境課長のことも一緒にすけれども、なるべく早くこういったことは地域の皆さんのそれぞれの声があると思いますし、その地域によっても既にそういうことをやってる地域もおられると思います。早くそういったことを調査していただき、行っていただきたいと思っています。私はこの一番最後に、玄関の先までっていう、これは一つの最終的な希望で書いたわけですし、現実的にこれをやってほしいということではないんですけど、これに近いような状態に少しずつでも取り組んでいただければいいように、今後の保健福祉課、建設環境課の方の取り組みに、とにかくスピード感を持って進めていただきたい。一番最初に冒頭に申しましたように、やはり高齢者に限らず若い世代でも一緒だと思います。住み慣れたこの白川町で、これからはずっと長く生活をし続けるということに対して、やはり白川町に住んでいてよかったというふうに思われるような、これはごみ出し一つかもしれませんが、そういったきめ細かい配慮がいろんなことに影響していくと思いますので是非このことにつきましては、スピード感をもって今後も取り組んでいただきたいということをお願いしてこのことについては終わります。もし何かこれでご意見があればお聞きしたいですが。

- 議 長 建設環境課長。
- 建設環境課長 それでは藤井議員の再質問についてお答えいたします。多くの市町村について、高齢者のゴミ出し支援というのは、検討すべく重要課題となっています。その中で全国の事例などみてみますと、やっぱり都市部の事例は多いんですけど、やっぱり中山間地の事例というのはまだ無いというようなことで、近隣市町村にも聞きましたけど、まだ実際に取り組んでいるところは無いということで、やっぱり規模の小さい自治体では、自助・共助の機能によるものが大きいために取り組んでまだ見えないのかなと、そういうふうに思います。そういったことでPRをもう少しさせていただきたいということを思いますし、かといって高齢化がですね、進むにつれ、高齢者のみの世帯、あるいは高齢者の単身世帯が年々増加しております。車に乗ることができない世帯も増えてくると思われますので、本町にあった合理的な支援策についてですね、一回調査をして、関係機関と検討してまずはいきたいと思いますので、よろしくお願いたします。
- 4 番 すみません。同じ質問ですが保健福祉課長お願いします。
- 保健福祉課長 それでは藤井議員のご質問にお答えしたいと思います。生活支援サービスにつきまして、今年4月に自治会長会議のあたりからそういった説明をしてきておったと思います。ご近所さんのいろんな関係が、最近また希薄になってきているということから、隣近所への人達とは話をしたり、あった時には挨拶をしたりとい

うようなことから関係を深めていき、隣の人のポストに新聞が溜まっていたりとかいうような、少しでも続くことがあればそういったことをみんなで考えていきましょうというようなことから、話しをしてきたところでもありますので、これにつきましても今度、今の社協にありますコーディネーターを通じながらいろんなところで話をして周知を広げていきたいと思っております。

○ 議 長 では、次の質問。

○ 4 番 それでは2問目にいきます。特色ある学校づくりのことについてお聞きします。インターネットで検索していました時に、寮がある村立の中学校があることを知りました。そこは、愛知県北設楽郡豊根村にある豊根村立豊根中学校であります。この学校は、全国的にも珍しい寄宿舎を備えている公立の中学校で、現在生徒数29名、1年生が14名、2年生が4名、3年生が11名、教職員は校長、教頭、事務長、養護教諭、栄養教諭、教諭が9名、そして講師3名、非常勤講師が1名、支援員が1名、初任研拠点校指導員が1名、それからALTが1名、寮母さんが1名、それからSCが1名の合計23名という規模であります。説明は少し長くなりますけれども、主な特色としてましては、全国的にも珍しい寄宿舎を備えていて、希望する生徒は月曜から金曜日まで寮生活をすることができます。

次に中高一貫教育を実施しています。部活動の交流、それから英語科、数学科の教員の交流もできております。それから保育園・小中学校と連携教育の実施、合同運動会、合同合唱会、レクレーション、合同授業なども行っております。それからICT教育の実施、一人1台のタブレットを配布、校内すべての教室にネットワークを構築、3学年すべての教室に電子黒板を設置している。そして学校や寮での学習に様々な場面でのICT機器を活用している。学力の向上および学校・寮生活の充実を図っている。それからICT支援員の配置があります。その次に、部活ですけれども男子の剣道部、弓道部、女子の卓球部、それから駅伝の部、それからスキーの部があるということです。全校での吹奏楽の活動、それから合唱の活動を行っている。

次に教育目標として「自立」を掲げてありまして、学校の校訓として、自立を教育目標の中心として自己を磨き、郷土を愛し、国家社会に貢献する国際性豊かな社会の形成者としての基礎的資質、能力を育成する。その為に知徳体を掲げ、
(知)自ら学ぶ創造的な生徒、そして(徳)心豊かな礼節をわきまえた生徒、それから(体)自ら心身を鍛えるたくましい生徒、ということで、知・徳・体を掲げてあります。

次に経営方針としては、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生徒がもてる力を発揮できる指導・支援、謙虚さと判断力を備え、地域社会との絆を深め、地域に貢献する、学校の創造、心と体の健康をめざし、自立支援に向けた学校・寮

・家庭生活の有機的調和を図っている。長くなりましたけれども以上は、豊根中学校の学校概要が紹介してありましたのでそのままを読み上げました。

この豊根村は、面積は155km²、約白川町の6割くらいです。人口は1,165人、528世帯の規模であり、長野県と静岡県に接する村であり、愛知県に2つしかない村の1つであります。寮生活を見て特に私が素晴らしいと思うことは、中学生で寮生活を送れる事です。寮生活であるため当然規則正しい生活ができること、集団生活でもあるため先輩後輩の上下関係、そしてお互いが助け合ったりすることで楽しく生活していること。特に夜の学習の時間には、学習指導員の先生方による学習指導があることなど、寮生活ならではのその特徴であると思います。ましてや家を離れて生活するため、親の有難さが分かるのではと思います。ネットで見ていても実に楽しそうであります。

私は、こうした特色ある学校づくりが公立学校でもできることを知りました。地形的には白川町とほぼ似ている山間地であります。今回、紹介した全寮制の豊根中学校があるように、学校の統廃合を検討している白川町でも不可能ではないと思っています。仮に、白川町が全寮制を導入した場合、自転車通学もなくなり、寮での生活面も規則正しくなり、ましてや寮での勉強においては学習指導員の先生方の指導によって学力も上がることでしょう。

私は、学力も大事ですが、集団生活をすることによる礼儀作法、他者への思いやりの心が学べる徳育を重視します。恐らく、この事によって保護者の方々も子供さんの成長に安心をされておられるのではと思っております。一度、学校を訪問してみて、その様子を知りたいと思いますし、保護者のみなさんの声を聴きたいものと思っております。

義務教育学校設置に関する審議検討委員会の設置も動き出します。来年4月には答申期限となっております。他の地域にはない、その地域の特色を生かした「おらが学校」を目指す特色ある学校づくりのためにも、全寮制の白川町立中学校が出来ないかを、選択肢の一つとして是非検討していただきたいと思います。人口減少に歯止めがかけられない中、白川町で生活をしたい、白川町で子供の教育を受けさせたいと、このような学校が出来ないでしょうか。

以前、議員協議会で私は、広く意見をまとめていただき審議検討をしていただきたいと発言しました。各地区においても温度差はあるものと思っておりますが、広くとはいろいろな選択肢を指します。できればもっと他に特色ある学校づくりの考え方があるかもしれません。繰り返しになりますが、白川町で子供の教育を受けさせたいと子育ての親御さんたちが白川町に移住をしてくる町になることが「おらが学校」の目指すものではないかと思っております。時間はかかっても急がず広く意見をまとめて審議していただきたいと思っております。特色ある学校づくりについ

て全寮制の導入選択も含めて、広く選択肢を広げることについてお尋ねします。

○ 議 長 答弁を求めます。教育長。

(教育長 瀬瀬政昭君)

○ 教 育 長 それでは藤井議員の特色ある学校づくりについての質問にお答えいたします。議員のお調べになりました豊根村の中学校の情報は、大変参考になりました。私も直接豊根村教育委員会に電話をして尋ねましたら、平成の大合併で、当時、人口220人の富山村と人口1,600人の豊根村が平成17年に合併しました。その10年後の平成27年に富山小学校・中学校は廃校になり、村には豊根小学校と中学校の2校となりました。中学校の生徒数は29名、小学校の児童数は41名です。白川町でいいますと佐見小・中学校規模の学校です。小さな学校ではありますが、豊根村には学校がそれぞれ小・中1校しかありませんので、これ以上統廃合はできない状態にあるとお話になりました。

40年前の中学校の統合で、寮ができたそうです。入寮は強制ではなく希望制で、今現在、2名の生徒が受験勉強のために、寮を出るとい話もあります。寮に入っている生徒は、1ヶ月4,000円を負担し、経費はすべて村が負担して、毎年1,500万円かけておられるそうです。このような全寮制の学校という選択肢も考えながら、これから立ち上がり審議検討委員会で、様々な角度から議論していただきますようお願いを申しあげたいと思います。

もし、町内にこのような全寮制の中学校1校にするとしますと、小学校は複式学級のある小規模小学校が残り、町内には義務教育学校で、小中一貫教育を目指すことはできなくなります。白川町の子どもは、高校や大学へ行くとしますと、ほぼ一人暮らしをすることになります。今大切なことは、町内の子どもたちは少しでも多くの時間、親や祖父母、近所の人たちに見守られ、愛情いっぱい注がれる中で豊かな感性を磨くことではないかと思えます。今の現状からして、猿や熊などの出没による心配があり、バス通学の拡大をしていますが、町内での児童生徒の登下校が不可能な地域や場所は、現在の所は無いです。思っています。

今度の審議検討委員会は、白川町内に義務教育学校設置の方向性を、了とすかどうかの意見を集約していただく場となります。ですから、この全寮制の学校となりますと、義務教育学校の設置を了とすることは難しいということになるわけであります。もし、30年後、人口減少に歯止めがかからなかったと仮定をしますと、白川町の学校は悲観的な結論しか見えてきません。何としても、この人口減少を食い止め、増加に転ずるために、これからの10年、地域の皆さんの努力や、町の取り組みが極めて重要になってくるのではないかと考えます。その人口減少を食い止めるために、地域の人々の心の拠り所として、学校の存在は必要であるとの考え方は、もう一つの側面の議論として重要であると思えます。既に

いろいろな場での議論で、そういった意見を主張される方もおられます。また地域に学校がありませんと、地域の伝統文化を学校の教育課程に組入れて、地域の文化を守り、継承しようとするふるさと教育はできなくなります。

先日、特色ある教育活動の次年度の計画を校長が熱い思いで発表しました。その中に、歌舞伎の衣装代とか、借用料とかが計上してありました。地域にあるふるさとの文化や伝統を守ろうと、地域にある学校が教育課程に位置づけて、特色ある教育を行おうとする計画を持っているわけです。もし、町内の学校を一つにしますと、今学校ごとに行っているふるさと教育の取組は、新しく一つの統合された学校においては、組み入れることは難しく、地域の伝統文化が継承されないと主張される方もおられます。地域の人たちが自らの手で築き上げてきた形のあるものや、形のないものの成果の総体が文化であり、伝統文化は地域の人々が長い時間軸の中で築き上げてきた地域の歴史そのものである。ですから文化の無いところには、地域の人々の営みとしての存在を示すものが無いに等しい。つまり地域の文化は人々の暮らす地域の存在の証として、営々と造り上げ、守り続けてきたものであると捉えるということもできるのではないのでしょうか。人口減少を食い止める取組で、心の支えとなる学校の存在と、小規模であっても地域の伝統文化を継承する子どもを育てようとする願いを両立させるためには、是が非でも、人口減少を食い止めなければならないと思っています。教育委員会としての責務は、現在ある学校において、小規模校であるメリットを生かし、デメリットを改善することに全力をあげることでと考えております。今まで取り組んできましたが、これからもなお一層努力することを申しあげ、藤井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

- 議 長 はい、再質問ありますか。
- 4 番 今、教育長の答弁ですけれども、人口減少を食い止めるということですが、一つの例として先ほど全寮制を、とにかく人口減少を食い止めるのはこの地域で学校を活かせる、そしてまた町外からもこの素晴らしいとされておるのであれば白川町へ移り住んででも子供に教育を受けさせたい、現に今就農者とか農業者の方もそのような考え方も強いわけなんですけども、そういった形がないと人口減少に食い止めはなかなかかかっていかない。このままの状況でおけば、自然と減る方向だと思いますけども、何かここに特色をつけないと、町外から受けれること、そういった方に発信ができないと思います。直接聞いたわけではないですが、この豊根村の移住者の中にもやはり豊根村のその教育方針に感動して、若い夫婦が移住してきたというのが載ってました。多分おそらく間違いではないと思いますけども、そんな素晴らしい教育をできるという環境が、やはりこれはもう豊根村には、先ほどもお話しましたように歴史が古いです。古いつていうかそ

れまで培ってきた結果がそういうことで今、豊根村に移住を求めて来られるような状態になってきたという環境を、年月をかけられて今できたということです。そうした方向に持っていかないと、人口の減少または白川町の魅力を感じ取ってもらえないような状況であれば、そういった状況が出てこないのではないかなというふうに思います。

もう一つ、その義務教育学校の検討委員会のことをここで言っているかわかりませんが、まだこの制度ができて岐阜県でも、今年度2校開校したということで、まだこの2校が開校したばかりで、まだ今12月、まだ1年経過していないという状態の中で、おそらく最初のモデルケースかもしれませんが、おそらく取り組みは本当に熱を入れて、また聞くところによると、特に白川郷の校長先生ですかね、県下でもトップレベルの校長先生が見えるということで、相当な取り組みをされているという状態だと思います。そういった中でも、いろんなおそらく試行錯誤されてこれに取り組んでおられる状況の中で、まだ白川郷学園でもまだ今そういったおそらくやってる最中で、いろんな問題等もきっとあるでしょう。メリットもあればデメリットもおそらくもっと出てきていると思いますし、全国的にこれがまだ110何校でしたかね。という状況の中で、来年の4月に審議検討で答申をするということは、審議、検討する材料といいますか、そういった資料が、資料というか情報というのが不足しているんじゃないかなというふうにちょっと疑問を感じます。もう少し時間をかけて、せめてこの岐阜県で2校開校された学校が1年を経てどうだったかといったことが聞けるような状態でないと、では白川町で本当にできるかできないかと、それがないとその了かどうかという審議することも難しいんじゃないかと思っています。だから、あえてそのことも思っておりますのでまたお聞きしたいと思いますし、先ほどもし仮に町内で一つの地区の学校が一貫校になった場合は、例えばその中学校を統合しようと思ってもできないということだと思っていますので、その点についてもちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議 長 はい、教育長。

○ 教 育 長 藤井議員が今お話になりました中で、白川町で子どもの教育を受けさせたいと子育てのお嫁さんが白川町に移住してくる町にしたい、私も全く同じ考え方でおります。私もそういうまちにしたいと、そういう教育を充実させていきたいと全く同じ気持ちでおります。それに対して今までも取り組んできたんですけど、なかなか十分私たちの取り組みを情報発信するということが少し弱かったのかなというということも感じておりますけれど、同じ気持ちで取り組んでおります。

それから2つ目のですね、義務教育学校についての情報が少ないという問題についてですが、今年から今お話のありましたように、2校が発足しました。そし

て実際にいろいろな情報は入ってきておるんですけど、やはりいろいろな課題はあると、なかなかイメージが持てないといういろんなご意見もあるんですけど、少なくとも白川町において、もし、そのイメージを持つとするならば、今現在、佐見小中学校が行っている教育課程は、まさに義務教育学校の方向性を持った一つの取り組みを行っております。これはもうすでに白川町は2年前から取り組んできまして、具体的に申し上げますと、英語の教科でいきますと、5年生から中学校の英語の専門教師が教えに来ております。ですから、今年の4月に入学した中学校1年生は最初の時間からオールイングリッシュで授業が始まっています。それは5年生、6年生とその英語の教員が指導しておりますので、その延長線の中で、もうすでに1時間目からオールイングリッシュで勉強していると、こういったことも一つの取り組みではと言えますし、音楽に関しては中学校の音楽教師が小学校の3年生から専門の指導を受けてきておりますので、通算7年間かけて、音楽教育を受けているという。そして中学校になりますと、今佐見中学校では、合唱がですね、とても充実してまして、今年からNHKコンクールには出場しなくなりましたが、そういったCBCコンクールなんかには出場しまして、非常に成果を上げているという結果もあります。そして数学においても、数学の教師が小学校の5、6年生を教えていますので、そういったいわゆる小中一貫の教育はもうすでに取り組んでおるわけです。これは、義務教育学校という念頭に置いて取り組んだのではなくて、佐見の学校の規模からして、複式学級があって、そして複式授業というのは、例えば5年生が授業やるときに6年生は自習をして、そして、しばらくしてから6年生が先生の指導を受けるとき5年生は自習をするという、こういった渡りの授業というものをしなくてもいいような仕組みをしたいと。しかし小学校だけではそれができないものですから、中学校の教員が小学校へ来て指導すると。そして、中学校においては6人しか教諭がおりませんので、3教科は専門外の教員が免許外指導をしなければならないという実態があります。ですから、小学校の免許を持った者が、中学校へ来てその教科を教えるという、まさにそれは義務教育学校の中でやってることなんですね。ですけど今場所が離れておりますので、町からは自転車を配布して自転車で通っているという、それが一つの校舎の中で一つになりますと、そういった負担もなくなりますし、時間外の編成ももっと楽になってくるわけです。そういったことをもう既にやっておりますので、それをイメージしていただければ、義務教育学校はご理解いただけるのではないかなと。しかし、現在のままもしこの状態が将来にわたって続くかどうかについては、一つ懸念があります。それは小学校と中学校に校長がそれぞれ1人ずつおるということです。ですから、異動によって校長が代わりまして、今のような協力関係がこれから先も続くという、そういった

補償というのはなかなか持てないということでもあります。考え方が違えば当然、その仕組みを変えていくということになってしまいます。しかし、義務教育学校になれば、その一つの学校になって校長は一人になりますから、その一人の校長の方針で一貫して9年間の小中一貫教育はできるという、ですから義務教育学校にするということについてのメリットはそこにあるのではないかなど、そういったいわゆる一つの情報としてありますので、ぜひそれをご理解いただきながら、白川町にとって、義務教育学校の設置がいいのかどうかという方向性を十分ご検討いただきたいなということを希望しております。以上です。

- 議 長 はい。
- 4 番 今の教育長の答弁の中で、また後でお答えいただきたいんですけど、私はもう少し時間をかけて、また先ほども言ったように1年が経過してませんので、その点を考慮してもう少し白川郷学園または羽島市の桑原学園と2つありますので、また全国にもいろいろあると思います。そういったところのいろんな検証といいますか、されると思います。そういった試みですから。そのあたりのことも踏まえて、そういった題材をしっかりと精査して、皆さんで審議するという、本当に自分の地域でやれるのかやれないのか、自分の所に合うのか合わないのかがないと、やっぱり審議する材料が、佐見の事は私もたまに学校に行くものですからよくわかりますし、素晴らしいなと思ってます。佐見地区はそうだとすることで、例えば佐見以外の地区の方がそこまで理解しているかというところもあると思いますので、とにかくこの審議に関してはもう少し時間をかけていただきたいというのを、お願いしたいと思います。またお答えいただきたいと思いますが、私は町長にもちょっとお聞きしたいんですけども、全寮制も含めてあらゆる選択肢というのを審議検討していかないといけないと思いますけども、そのあたりについての町長のお考え、またこの全寮制なんですけれども、私は特に全寮制を勧めるという意味ではないのですが、例えばこれはひとつの例えですが、例えば白川口、白中があります。白中の側に例えば寮があったとします。それは佐見からも黒川からもその寮に入れます。部活だとかいろんなことも、通学のこともありますけれども、部活も力を入れてできるんじゃないかということもありますし、一番の寮を造るという事は、もし仮に年々生徒の数が減ってくると思います。今一番問題になっている高校生、ひょっとしたら高校生も例えば佐見とか黒川でもそうですけれども、今、例えば白中にある寮が駅に近いものですから、そこから高校へ行けるとなると、朝の通学のバスの時間帯もおそらく負担がかからなくなるかと思えますし、また高校生のための寮にもなるんじゃないかなという思いもあります。そういったこともあって、そういったことも一つの審議、検討する中の一つの選択肢として考えていただけないかなと思いますし、もう一つ町長にお聞

きしたいことは、先ほども教育長さんに言いましたが、全国的にみてもまだ始まったばかりの状況で、どこもまだ検証されていない状況の中で、4月に審議の答申が出てくるという事について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○ 議 長 答弁を求めます。教育長。

○ 教 育 長 藤井議員のお話になりましたことは十分理解しているつもりですが、おっしゃいました特にこの審議検討委員会のいわゆる審議はですね、時間をかけてやはり取り組む必要があるというこのことについては私もそのとおりで思っています。一つの目途としてですね、計画を立てたんですけれど、この前も学校運営協議会長会を開きまして、それぞれの地域で十分、各界、各層の人たちの意見を聞くような、そういった計画を立てながら短いかもしれないけれどこの中で集約して、意見を集約していきたいというお願いをしました。ですから、何とかこれで十分時間をかけるだけのとか、審議をお願いしたいというふうに思っています。そして、今申された寮の問題については、いろいろな問題も絡んできますので、これについては予算のこともありますし、どういう仕組みで運営していくかというようなこともありますので、この義務教育学校設置に関するその審議検討委員会の中で話題にはしていただけるとは思うんですけれど、2つのことを同時に議論していくというようなことになりますので、例えば了とするかどうかという点に対して、了としないということであれば、次なることとして、全寮制というようなことも出てくるのかなというふうに私は思っています。どちらにしてもそういった意見もそれぞれ集約しながら、最終的に町長がどういうふうに白川町の中でもどこか一つ造るということのを了とするというふうに判断されれば、どこに造るのか、全部つくるというわけではなくて、どこかに造るということのを了とするという判断をされれば、それなりの方向で動いてくるであろうと。そうしますと全寮制の方は、少し中学校についても一つの地区が義務教育学校になりますと、あと2つの中学校しかありませんので、その2つの中学校の全寮制ということになるかもしれません。そこら辺は最初の段階で義務教育学校の方向性をどうするかということも審議検討ですので、それをこの計画しました期間中でいろんな意見を述べていただいて集約していきたいというふうに考えております。そういうことですので、ぜひご理解いただきたいなと思います。

○ 議 長 はい、町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 私の思いでございますが、豊根村に、先ほど例としました豊根村というところは私どもの町とよく似たところでございます。というのは林業の町でございますが、先般も村長さんともお会いをしたわけですが、いわゆるあそこは大変広い村有林をお持ちの中で、村全体で山全体をやっておられるというような、そういう

村民性のあるところでございます。そんなところですから、多分こういった寮をという話しもスムーズにできてきておるのではないかなということを推察を申し上げるところでございます。

それは別といたしまして、改革というのは冷静な心でしなければいけないというのが私の信条でございます。今回の学校統廃合とかいろいろな教育改革につきましては、私の思いは、庁舎の建設よりもよっぽど重要な話だというふうに理解をしております。そういう意味合いにおきまして、何故重要かといいますと、たとえ一回1年でも失敗というのは絶対許されないことだと、その子ども達が1年その失敗のために空白ができたというようなことは、絶対許されないことだというふうに思っております。教育というのはなかなか改革が進まないというのはそこら辺の部分、改革が進まないというよりは、今までの経験の中で教育というのは培われてきた部分というのが大きくあるのではないかというふうに、私の個人的な思いでおるところです。そういうことから考えますと、義務教育学校等の話もでございますけれども、何が何でも義務教育学校にするんだとかそういう前提ではなくして、あらゆることを考えなければいけないわけですし、しかも10年先の人口というのはもうわかっていますので、方向性として例えば義務教育学校にした、次はこうなるという方向じゃなくして、ある程度もう10年先こうなるからこうしたいというような思いでもっていけるものにしたいなというふうに思います。

私が言うと語弊が出てくるかもしれませんが、私の場合は総合教育会議という席がございまして、その席で教育委員会のいろんな報告とかそれに参加するという新しい教育委員会法というのができました。その上で、教育の場に関わらせていただいておりますけれども、それは別として、町長としての思いの中で一つだけ思いますのは、今一番最初にしなければならぬ事項というのは、白小と白北の問題ではないかなということを私、個人的に思っております。これは義務教育学校とかそういうことを関係なくして、今後すぐにどうするか手を打たなければいけない部分だというふうに思っておることだけを申し述べまして、答弁とさせていただきます。

- 議 長 はい、では藤井君の質問を終わります。ここで、11時15分まで休憩を入れます。（午前11時10分）
- 議 長 再開します。（午前11時15分）
6番 今井昌平君。
（6番 今井昌平君）
- 6 番 質問の機会を頂きましたので、行政評価制度について質問をいたします。
税金がどのように使われ施策や事業の初期の目的を達成したかを評価し、その

結果を次年度の計画や改善に活かし、有効性の低い施策や事業は消滅も含め廃止、統合を検討し、予算編成に反映させる評価制度は、都道府県では98%実施されています。

白川町の評価制度については、古い話ですけれども、平成19年3月の定例会で一般質問が行われ、第5次行財政改革大綱で町にあった評価制度を研究、実施することとなっております。その後、私が平成22年6月の定例会、平成25年12月の定例会で質問しているところでございます。最初の答弁は、現在の職員体制では、県や市で導入されている行政評価の方法をそのまま町で実施するのは困難であるということでしたが、平成25年12月での質問については、内部の事務事業評価を行い、主要事業及び課題事項について、課長会議において評価、協議を行い、予算編成に反映しており、また町監査委員の監査意見、指導事項及び予算審査特別委員会、決算審査特別委員会の審査意見等を踏まえて予算編成して議会に提案しているとの答弁でございました。

可児市が平成24年4月に制定した市民目線による外部の評価制度で、4か月かけ活動し、報告書を公開しています。これは12名による市民委員によるものです。このような評価制度は、職員を削減し仕事量も増大してきている町村では無理があることは承知していますが、現在の評価の方法では不十分であると考えます。自治体での評価は事務事業が評価の対象とされ、評価者が事務事業の担当者であり必然的に職員が行政評価に関わることとなり、予算編成等にあまり反映されないと思います。全てを否定するものではありませんが。

現在実施されている各課ごとに評価、協議し提案された主要事業及び課題事項について、どのような課題があり、課長会議において評価、協議された内容と予算編成にどのように反映されているのか公開していただきたいと思います。議会も予算書、決算書それぞれに提示されている付属書等で審査特別委員会で評価、審査が適確に充分なされていないと思いますので、研究、努力していく必要があります。

前回の質問で、行政評価は今後さらに充実する必要があるとの答弁がありました。税金がどのように町民のために有効に使われているかは、内部評価は勿論、町民目線での外部からの評価は必要です。今後白川町にあった評価制度が確立できないかお尋ねいたします。

○ 議 長 答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君)

○ 総務課長 それでは、今井議員さんの行政評価制度についての一般質問にお答えをいたします。行政評価制度の内容につきましては、過去の質問の中でもご説明しておりまして、今井議員さんにおかれましてもご承知のことと思いますので、詳細についての説

明は省かせていただきます。

行政評価を実施する団体につきましては、総務省の調査によりますと、町村の導入率が平成25年に35%であったものが、平成28年度には39%と、3年間で4%増にとどまっております。普及が進んでいるとは言えない状況となっております。また、質問にございました可児市の事業評価市民委員会においても、平成25年度まで実施しておられたようですけれども、現在は委員会の実体がないということでございますし、管内におきましても導入している町村はございません。

外部審査につきましては、行政評価制度に取り組まれている団体のうち、全国で47%程度が実施しておりますけれども、幅広い事務事業について住民からの意見を聴くためには、相当広範な知識も必要となりまして、小規模な町村では委員選定についても難しい点がございまして、外部審査委員会と議会との兼ね合いも問題であろうかと思われまます。

平成25年の第4回定例会で行政評価のような制度を取り入れていきたいと答弁いたしております。行政評価にはPDCAサイクルの考え方が根幹にございまして、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されまして、この法律に基づき地方公共団体が取り組む総合戦略や交付金事業等に対しまして、数値目標を用いたPDCAが求められることになりました。こういったところで行政評価を実施していなかった自治体についても、このPDCAというものを意識せざるを得ない現状となっております。今のところ他の団体で行っておりますような行政評価制度を導入する予定はございませんけれども、本町では、内部評価ではありますが、それに代わります事務事業の評価というものを行っております。質問にございましたように毎年、予算要求の前段階におきまして、主要事業・課題事項に対する検討を課長会議で実施しております。これにつきましては、町の予算的な事業のみでなく、人員ですとか組織の体制、計画の策定など、様々な項目について検討を行っております。この内容の公開についてご意見をいただきましたけれども、行政評価制度におきましても、内部評価のみで行っております団体については、非公表としているものが3割ほどございまして、本町が行っております主要事業・課題事項につきましても、内部的な検討でございまして、その内容自体について公表する予定は今のところございません。

町民目線での外部からの評価という点では、前回の答弁の翌年であります平成26年から27年にかけて、第6次行財政改革大綱の策定に向けまして、行政改革推進協議会設置要綱の改正を行って、設置目的の中に町が実施している事務事業について、町民の意見を反映した見直しを進めるということにしておりまして、公募の委員も含めました幅広い立場の方々に町民の立場から見た意見をいただい

ております。また、ご存じのようにまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、外部組織である検証委員会を毎年開催してありまして、事業の検証と翌年度以降の実施についての検討がなされております。総合戦略は総合計画ともリンクしております部分が沢山ありまして、総合戦略の検証は総合計画の部分的な検証でもあると思っております。現在でも、監査委員から指摘のあったご意見に対しては、その対応について監査委員事務局の方に提出させていただいておりますけれども、地方自治法の改正によりまして、監査制度の充実強化というものが図られることとなりました。内容につきましては、監査基準の策定、勧告制度の創設などが盛り込まれてありまして、また地方公共団体における内部統制の整備も盛り込まれており、新しい監査制度が始まることとなります。事業によっては幅広い住民からの意見が必要である場合は、その対応をいたしておりますけれども、基本的には、町民の代表でございます議員の皆様への説明と、ご意見を伺いながら議会評価を主として進めていきたいと考えます。予算決算の資料につきましても、わかりやすい内容を目指しておりますけれども、不足する部分につきましては、ご指摘いただければと思っております。以上、今井議員さんの質問に対する答弁といたします。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。
- 6番 今、内部公表のことについてございましたけれども、守秘義務に接触する所は駄目だと思いますけれども、どのような会議でどのようなことをされたということ議員だけでもやっぱり公表していただきたい。どんなことが無駄になったかということは公表していただきたい。白川町の予算では、補助事業が大半ありますので、国、県の補助事業については費用対効果の基準をクリアして事業を実施されておりますが、さらにその中でも町民目線の評価を考慮され、町単独事業については、外部評価も計画的に事業を選択して、今答弁にあったような効果的で成果重視の行政運営を推進するようにお願いしたいと思っております。

また、外部の町民が事業評価に参加するということは今まであまり意識することなく各種の福祉サービス等が、行政が町民のいろいろな考え方に基づいて運営されていることや、多くの町民の税金によって支えられていることなど、理解させるという一つの面もあると思っております。今後もより効果的な、効率的な成果重視の行政評価等をさらに考えていくつもりはないのか、ちょっと町長さんをお願いしたいと思いますのですがどうですか。

- 議長 総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君)
- 総務課長 内部的に少しだけお話をさせていただきます。今の中でやっております事務事業の関係の評価でございますが、課長会議等でやっております主要事業課題事項に

つきましては、来年度予算に向けた課題事項というのが主になっておるという状況でございます。そうした中でございますので、当然予算にあがってくるものもでございますし、昨年までやっておりましたけれども来年度はやらないというようなものの中にはございます。そんなものにつきましては、予算の説明の段階の折に主要事業の検討の中で、こういう検討事項があったので今回はこの事業は行いませんという説明でありますとか、新しく制度を変えていくとか拡充してとかには、その時には課題事項の中でこういう意見がでたのでこういうふうに予算を変えさせていただきますというような中身で説明はさせていただけると思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから単独事業等についてですが、それぞれの事務事業につきましては職員個々の方で担当させていただいております。職員でやっておるものを係長が束ね、課長が束ねという状態で町の事業は進んできておりますけれども、元々の一つの事業をやっておりますのは、職員個々が責任をもってやるが大変重要であると思っておりますので、そういった中で職員がそれぞれの事業についての目標意識と、どこまで数値があがってくる状態が、こういうふうに変わってくるそういった中でそれが達成できた事業であるかどうかという意識を持ちながら進めるような人事評価制度というものも考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議 長 はい、副町長。

(副町長 佐藤滋君)

○ 副 町 長 今後の在り方でございますが、国の方でも以前は事業仕訳ということで民間の方たちに入っていてやられたケースがあつて、ある程度はパフォーマンス的などころがあつたと思ひます。現在そういうものがちゃんと根付いておるかという、どうもそうでないような印象を受けるわけでございます。先ほど課長が答弁しましたが、可児市でもそういった流れを受けて、民間のそういう検証委員会みたいなものを立ち上げられましたが、結局は2、3年で、その後は続いていないというような状況でございます。可児市のようなああいった大きな市でもそれが無理な状況でございます、私どものような本当に職員の少ないギリギリのところで作っておる中で、そういった制度を中々導入するのは大変難しいと思ひます。ただ、全てのものについてそういった事業を行うというのは難しいと思ひますが、答弁にもありましたように、総合戦略の関係でどうしてもPDCAサイクルを意識した、そういう目標設定した事業を行っておりますので、それについては毎年検証委員会を行つていただいて、外部の方に、それを反映しておるということでございますので、全てでなくて、主要な事業についての検証は行つて、行つた結果をご報告するようなことについては、今後しっかり検討していきたい

と思っておりますし、そういう方向で進めていきたいというふうに考えております。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 6 番 ありがとうございます。そういうことですが、評価というのは大変大事だと思っておりますので、やったことと、それをどう評価して住民のために税金がうまく使われる、効率的、効果的に使われたと、本当に一番大事なことだと私は思っておりますので、今ご答弁もいただきましたけれども、やはり前向きに抽出をして、その事業はどうだったかと外部の人の意見を取り入れた評価というのは絶対重要だと考えております。そういうことによって、先も言いましたように、町民の方もこれはこんなようにやっておられると、わからないと何だこんなことはと言われるんですね。よく中に入って調べると、こういう予算があつて、このように老人のことなら老人のことを考えて、皆の意見であつてこの事業をやっているよという、案外その分からずに批判というのが結構町民の皆さんに、これは申し訳ない言葉かもしれませんが、そういうことを加味しまして外部の意見等をなるべく多く取り入れて、効率的な運営をよろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

○ 議 長 6番 今井昌平君の質問を終わります。

5番 服部圭子君。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 議長の、一般質問のお許しをいただきましたので質問させていただきます。最初に質問いたしますのは、中学生の文化、スポーツ環境を豊かに保障していくこの施策について質問させていただきます。

中学生にとって、白川町での部活動をはじめ、一般の芸術スポーツのサークル活動は、その子達の感性と集団の中での人との絆や信頼を身につけていくものであります。技術を習得する成功体験やその努力など、人が生きていく上でなくてはならないものです。それが中学生の発達にとってもなくてはならないものであることは、言うまでもありません。これ等について、地域の指導員の方をはじめ、スポーツリンク白川をはじめとする諸団体、保護者の皆様には中学生に対する活動充実のためにいつもご尽力いただいております、感謝するところでございます。

現在、部活動などについて白川中学校では、来年度から美術部がなくなると聞いております。吹奏楽部があり、多方面での活躍が見られています。また、佐見中では、20年以上前から文化部がない状態です。近年文化祭もなくなりました。地域で、歌舞伎に参加する機会が一部の生徒には持たれていますが、子ども達には限られた部活動となっています。黒川中学校では、スポーツ部は個人プレイのできる種目、ソフトテニス部などになってきたようです。文化活動が大変盛んで、

太鼓や2年生は歌舞伎、3年生は三味線といった教育が総合学習の中でとりくまれ、文化祭も東座で開催されていることをお聞きしました。

このように部活動が種類や数も変革、縮小を余儀なくされています。また、先生方の働き方改革も相まって、部活動だけではなく、地域の方とのサークル活動としてスポーツリンク白川への加入が進められているとも聞きました。子ども達の数が少なくなるにしたがって、文化、スポーツに親しむ選択の幅や機会が狭まっている状況にあると言えます。これは、大変な深刻な問題で、私はそのことによって次のような問題が現在進行形で起こっていると考えています。まず1番目には、中学時代、心から信頼できる友達や仲間ができないでいく子もいます。クラスも男女の偏りがあったり、同性の仲間がいないそんなクラスもあります。また勉強も部活でもあらゆる活動が、1年生からずっと中学校になっても同じということなので、新たな友達関係ができていく。異なった仲間や友達と、定期的に活動する場を作ってあげることが今の子ども達には急務と考えます。また、2番目には、集団や団体の中で、その子が認められ、絆を育み、自分も人も生かしあう共に生きるという力がつきにくい状況ではないかと思っています。人も自分も生かしあえる力を育む場所が、子どもにはなくてはなりません。例えば不登校になった子どもさんが学校に行けない、つまりこれは部活動や文化活動もできなくなってしまうというような状況は、絶対に改善しなくてはならないと思います。3番目には、白川町の文化、芸術、スポーツの魅力、これまでに培われたそんな魅力を受け継がずに、高校生、大人へと旅立ってしまう場合もでてくるということです。白川町には音楽、芸術活動の伝統やスポーツの伝統が多くあります。その豊かな文化、芸術を伝承したり体験する機会を得ることが、中学時代に少なくなってしまうと、その子達がまた白川町で子育てしたいな、白川町に戻ってきたいなという白川人の魅力を受け継げなくて、大人へと旅立ってしまう事になってしまっているのではないかと思います。

この3つの問題は、大人になってこの白川で自分の子どもを子育てしたくないと思ってしまう要因にもなり、子どもの人口減に拍車がかかるのではないかと懸念いたします。私は、白川町が子育てしたくなる町になる事が、持続可能な町づくりの重要な鍵だと考えます。ですから、この3つの問題を解消するために次のような施策をすすめるべきだと考えます。まず1つ、中学生が他の学校のスポーツ活動、文化活動、一般サークル活動に参加できるようにする。2番目は、文化祭を合同、または一部参加の形をすすめる。3番目、これらの活動は、子どもの教育保障の観点から親の送迎に頼らず公共交通やスクールバスの利用で行けるよう、公共の支援体制をつくる事、この3つの施策を進めるべきだと思います。白川町は分散された地理的条件をもっていますが、これだけの人口減が加速してい

る今、オール白川の考え方が必要だと思います。それは、一つに同じにするという事ではなく、それぞれの地域の特性を他の地域にも生かしあうという考え方で、5地区が生かしあえば多様な町作りができます。それぞれの地域の特性を、その地域だけにとどまらずに生かしあっていけば、新たな白川の魅力が造られていくと思います。以上について、深刻な現在進行形の問題を直視してのご答弁をお願いいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。
(教育長 瀬瀬政昭君)

○ 教 育 長 それでは、服部議員の質問にお答えいたします。

中学校の文化、スポーツ環境の現状に対して、大変ご心配をいただいておりますことに御礼を申し上げたいと思います。スポーツリンクが発足し、新たな本町の動き出しが始まりました。本町においては、人口減少で部活動が廃部になったりするという現状は、この人口減少を食い止めることこそ、何よりの解決方法になります。今まで教育委員会としては、人口減少という現状の中で、スポーツ団体の一本化や、多くの子どもたちが参加できるような仕組みづくりを行ってきました。議員は、子どもの数が少なくなるにしたがって、文化活動やスポーツに親しむ選択の幅や機会が狭まっている状況にある。これは深刻で、3点の弊害が現在進行形で起こっていると主張されておりますが、少し飛躍があるように私は感じます。男女の偏り、同性の仲間がいない、勉強も部活も同じ仲間での新たな友達関係ができにくいなど、佐見地区を念頭に置かれているとは思いますが、議員が指摘された3点、中学校では信頼できる友達や仲間ができないとか、集団内で仲間のよさが認められず、絆が育たず、自他を生かしつつ、共に生きる力がつかない、白川町の文化、芸術、スポーツの魅力を受け継がないまま卒業していくということのないように、白川町としては集合学習や合同授業の導入、そしてTV会議システムなどの活用を通して、多くの児童生徒の交流や学び合いの場を設定して取り組んでいるところであります。議員の評価基準にはまだまだ達してはいないかも知れませんが、私たちの取組を少しでも評価いただければ幸いです。

11月29日、佐見ふれあい祭りで、子どもたちが地域の人たちと親しく交流する姿を見ました。地域の人たちと温かい心に触れあう子どもたちを見て、飛騨市教育委員会や、岐阜大学の教授も来ておられましたが、都市部では見られない子どもたちの姿であると、微笑ましく語っておられました。素晴らしい佐見の子どもたちの姿ではないでしょうか。

議員は、白川町の人口減少が3つの弊害を生む、だから白川で子育てをしたくなくなり、子ども人口減につながると論理を展開されましたが、その論理でいけ

ば根本的な解決を図るには、人口増しかない訳であります。しかし私は、例えば人口増となっても、その3つの弊害は解決されるとは思いません。人口増のために、町としても様々な施策に努めておりますし、教育委員会においては、小規模校でのメリットを生かし、デメリットを改善するために、国の応援を得て、先導的な取組を行っているところであります。佐見にも、本年は、飛騨市教育委員会から十数名の参観がありましたし、西伊豆町からも、はるばるおいでいただいております。このような全国からの訪問者を受け入れている白川町でありますので、是非そういった面も受け止めていただきますようお願いをいたします。課題も、多くあることは承知しております。しかし、そうではない事実もたくさんありますので、ご理解いただきたいと切にお願いいたします。私は、白川町の教育に多くの課題があるから、子ども人口減に拍車がかかるというような主張は、承伏しかねます。広い視野からの分析をお願いしたいと思います。

さて、文化祭など、文化的活動ができないとのご指摘がありました。学校行事のスリム化から、文化祭なる行事が精選されてきた歴史があります。しかし、文化活動の発表の場がなくなっているのではありません。音楽活動では、加茂郡の中学校音楽会が、毎年白川町民会館で開催されています。文化活動では、毎年行っております漫俳の文芸作品は、すべての小中学校で取り組まれ、今年は、689作品の応募がありました。これらは、文化協会の文芸大会で紹介されています。また、町の文化展には、各学校の作品が展示され、発表の場が確保されています。学校によっては、文化祭という行事のないところもありますが、町内の児童生徒は、文化活動にも参加し、得意を伸ばす機会はあると思っております。佐見地区においては、ふれあい祭りなどで佐見歌舞伎や中学校の合唱発表会などもあると思っておりますが、いかがでしょうか。このように、校内の文化祭は、学校の事情によって様々ではありますが、決して文化活動をおろそかにしているわけではないことをご理解賜りたいと思います。教育委員会としては、小規模校のメリットを生かし、デメリットを改善する努力をこれからも強烈に推進していく決意しております。何とぞ、ご理解を賜りますことをお願いをして、答弁とさせていただきます。

- 議 長 再質問ありますか。はい。
- 5 番 ただ今の教育長の答弁に対して私は大変な憤りを感じております。ちょっと本当に泣きたくなる気持ちです。私は現在のご努力、小規模のメリットを活かし、そしてデメリットを何とかしたい、そのための努力に評価していないとか、そういうことでは無いことを是非教育長さんにはお伝えしたいと思っております。その上で私達は、子供たちの数が少なくなり、スポーツの幅も狭くなっていることは、これは事実です。その事実の上に立って、今回この3つの質問をしました。この3

つの質問に対して教育長さんは、全くと言っていいほど私は回答をいただけてないような気がしています。私の3つの質問はですね、もう一度言いますと、中学生が他の学校のスポーツ活動、文化活動、一般サークル活動に参加してくれるような工夫をしてくださいということを質問しています。今はやっているから、例えば、具体的に挙げられました佐見ですと合唱、それから歌舞伎への参加があります。でも、歌舞伎の参加は中学校の教育として取り組まれているのではなく、地域の歌舞伎保存会の方々に中学生の子ども達が参加させてもらっているという状況ですので、学校としての文化活動は文化祭が無い、文化祭が無い学校なんです。で、黒川には東座でやるというような素晴らしいそういうことがあるんであったら、一緒になって毎年、今年は白川中学校で文化祭を一緒に行いましょう。今年は黒川で文化祭を行いましょう。そして、今年は佐見で、体育館で文化祭を行いましょう。そういった工夫は出来ないことでは無いと考えます。ちょっと2番目に行ってしまったんですが、他の学校のスポーツ活動、スポーツリンクに所属することで、例えばですね、土曜日ですとか、私は週一回ぐらいは他の部活動に参加できるようにさせてあげたいと思っていますが、これについても、教育長さんの答弁の中では、何一つそうする気がないというか、現在の状況が足りてないというふうに私は言ったのではないんです。そこをまず前提として受け取ってもらいたいなど、ちょっとすいません。言葉が分かりにくくなってしまいました。

それから3番目については、この1番、2番、文化祭と部活動のやることについて、3番目については、交通をちゃんと支援体制をつくるということです。それについても全くのご答弁がいただけていませんので、この私の質問に対する答弁をもう一度しっかりと、具体的にやる気があるのかないのか、今の文化、スポーツ活動の規約を少しでも良くしていこうというお考えに、具体的に何でも良いです、答弁をお願いしたいと思います。それで、2回しか答弁がないので、もう一度重要な点をお聞きしたいと思います。お聞きしたいというか、人口減少を食い止めることが一番大事だというようなご答弁がありました。今はその話はおいておいて、現状、人口減少もしていくわけですし、子供たちの数も先ほどの町長の答弁にもありましたように10年間もう決まっているんです。今の学校を卒業した子は、この町にまた、この友達がいるところに帰ってきたいと思うっていうのが、教育長さんはやっぱり今の子供たちの人数にある学校生活っていうのをもう一度思いやってもらいたいと思うんですね。私達の年代は、10人、20人、30人という、もっと多い100人の同級生がいるというような人たちがいますが、今の子供たちは同級生が5人とか、そんな中で育つんですね。同窓会をしていないクラスもあります。今の中学校3年生は、2020年問題というのが

あります。2020年には大学入試、センター試験が廃止されます。これはどういったことかといいますと、明治以来、戦後大きな教育改革が行われました。その改革に次ぐ、この2020年改革なんですね。今までは教えられたものを覚えていく、教えられたことをやっていく、そういったことから、一人1人が能力を引き出し、この今白川町でも行われているアクティブラーニングというように、それぞれが共に問題解決をしていけるような力をつけていかないと、この国際社会、日本の社会自体がそういった人材をつくっていかなくちゃいけないという状況で、この2020年に改革がされます。今の中学生は、大学へ行きますが、高校生の入試も変わってきます。そのような変革に対して、今の白川の教育も当然変えていかなくてはいけない、それを今アクティブラーニングという形で率先して進めておられる白川町の教育には、大変評価しているところです。ですがアクティブラーニングも相手がいないとできないんです。ですから5人や3人や、そういったクラスの子ども達ではアクティブラーニングもできないんですね。そこを文化、スポーツ活動については、一緒になってやっていくという新しい考えを取り入れていってはどうか、これなら今すぐにもできると思うからです。中学校を合併させるということはいろんな問題があって時間もかかると思いますが、部活動だけは合同で行う日を週に2回持つとか、文化祭、体育祭もということはすぐにできることです。1年、2年でも、そういった試みをやっていく、そういった答弁が、私はこの4月から何か1つでも、例えば白川中学の吹奏楽部、そこに佐見の子や黒川の子たちが参加できるような、土曜日には参加できるような形をとっていただくとか、そういった工夫を具体的に進めていっていただくようなことが、中学生の発達、発育にとって絶対必要だと思っています。例えば佐見中学校には卓球があるんですね。卓球台が十何台あるそうです。そして黒川中学校にはテニスコートがあります。卓球をやりに、黒川や白川の人たちが行く。そして黒川に佐見の子たちがテニスをしに行く。そんなことができれば、今の白川の子供たちが本当に楽しそうにしている顔が私には思い浮かびます。そんな子供たちの楽しくって夢中になれるような文化活動を、なぜ一つでも多く与えてあげるためにできること具体的に示していただきたいと思ってこの質問をしています。よろしくをお願いします。

- 議 長 はい、教育長。
- 教 育 長 服部議員の熱い思いは受けとめさせていただきます。最後の方に述べられました子供たちのスポーツ環境をですね、もう少し柔軟なものにして、卓球がやりたかったら佐見の卓球の教室で一緒にやるとか、テニスについては黒川中学校のテニスと一緒にやるとかいうようなそういったことを述べられましたが、私ども今そのことについての検討に入っているところです。そして、今度の来年度の予算

にそのことに関わる予算計上を今、考えて審議をお願いしようとしていることです。ひとつ具体的に申し上げますと、白川中学はスポーツリンクに全て参加しておるんですけど、佐見と黒川はスポーツリンクに参加していない状況です。それを全員が参加できるようにする。そしてもう一つは、小学校も保育園も子供たちがそのスポーツリンクに気楽に参加できるような仕組みづくりを今考えておるところでありまして、それについての具体については、先ほど服部議員が申されたような、そういったことも含めてですね。今度の3月議会で提案させていただけないかなというふうに思っております。

それから、2020年問題の入試のことでお話になったんですけど、これについては先ほど評価していただいたのは、白川町が行っているアクティブラーニングの取り組みについては評価いただいておりますということで、大変ありがたく思っております。その中で、子供の数が少ないからどんだけやってもアクティブラーニングの意味がないというような、そういったお話もあったんですけど、そこについては、子供の数が少ないということは承知の中で、例えば具体的に、社会科においては、白川中学校を中心として佐見、黒川の3校が合同で社会科の授業を行っています。そして、その中でお互いに議論をしながら、人数が少ない学校においてもそういった交流をする場を作ろうとしています。英語においては、昨日も白川中学校はニュージーランドの学校とテレビ会議で交流をやりました。そういった取り組みを今までの仕組みの中で発展させていこうというのが私たちの今の取り組みでして、そういったことも含めてご理解いただきたいなと思います。

最後に申し上げたいことは、先ほど3点申されたこの内容が、この文化活動とか、スポーツ活動、部活動等と関係はあると思うんですけど、3点のこの内容については学校教育そのものなんですね。ですから、それぞれの学校がこういったことについては十分考えて取り組んでいる内容でございます。それを単に文化活動と部活動だけで判断をしていただくと、非常に私どもは困るということを思っています。例えば、中学時代から心から信頼できる友達や仲間ができない子がいる。だからそうならないように、学校教育で大きな目標を掲げながら取り組んでいるところなんです。それから2つ目については、集団、団体の中でその子が認められ、絆を育み、自分も人も生かし合う共に生きる力、これまさに学校教育そのものなんですね。そういうものが出来てないというふうに判断されることについては、これは部活動とか文化活動だけで申されると、これは私は承伏できないということを申し上げているところです。

それから、白川町の文化芸術、スポーツ活動の魅力を受け継げず旅立ってしまう、卒業してしまうという、このことについても、私たちが今までが取り組んで

きた学校教育はどうかということを言われているということで、私どもの努力を認めていただきたいということをお願いをするということで先ほどの答弁をさせていただいた次第です。以上です。

○ 議 長 再質問あると思いますが、1時まで休憩とします。(午後0時00分)

○ 議 長 再開します。(午後1時)

5番 再々質問。

○ 5 番 前半の質問では、教育長さんのご答弁の中に、今の白川町の教育に対して私が批判的に思っているというように誤解を招いてしまったようなことになってしまって、私としても申し訳なかったなと思って謝らせていただきます。

私のつつい思いとしては、やはり中学校を思い出しますと部活動ですとかお友達との関係っていうのが思い出としては、やっぱり出てくるんですね。そんな部活動がもっとより良いものにしていってあげたいそんな気持ちからの質問だということで、最後に具体的に3つだけお伺いして、短い答弁でお願いいたします。

今白川町では小中が協力して教育を進めていることで、特色のある教育がされています。この部分をですね、3校の中学校が協力するというような、もちろん今でもやっていると思うんですが、この部活動、そして文化祭などについても、1校だけではやはり子ども的人数で先生たちの数等で限界がある部分を、3校が協力してやっていただくような形で進めていっていただけないかなと思います。そうした中で子ども達の楽しい顔が、3つのお友達が新しくできたりするっていうことをお友達のために私達全力で、教育委員会と一緒に進めていきたいです。お願いします。具体的には親さん、それから子供たちにも文化部に、例えば吹奏楽部、白川中学の吹奏楽部もこのままですとまた人数も少なくなって存続ができない、そんな中で佐見からも参加することができるよ、そんなことができるよってことを子供たちや親さんたち、学校にも周知していただきたいと思います、そんなふうに進めていただきたいと思います。文化祭等も校長先生などにご提案していただいて、各学校でそのような方向ができないかっていうようなことも一度考えていただくように、教育長さんからお願いしていただけないかということイエス、ノーで結構ですので、質問させていただきます。

これらの部活ですとか文化祭の時には、スクールバスですとかいろんな公共交通の方の支援は必ず必要になってきますので、これらについての全面的な協力をしていただけるように、公共交通会議、または町長さんの方にももしご答弁いただけたらありがたいと思います。申し訳ないんですけども、次の質問もありますので、簡単によろしくお願いいたします。

○ 議 長 はい、教育長。

○ 教 育 長 私の説明が不十分だったことに対して大変申し訳なく思っております。議員の

熱い思いは十分受け止めさせていただきます。そこで、1番から3番のことについて、簡潔にお答えしたいと思います。一つは、他の学校のスポーツ活動、文化活動に参加することがどうかということについてですが、今スポーツリンクの組織を通して希望する子どもが参加できるように、環境を整備する方向で今取り組んでおります。その取り組みをご覧いただいて、またご意見をいただけたらと思います。

2つ目ですが、文化祭を合同または一部参加ということに対しては、お気持ちはよくわかりましたので、校長に対して、その意向を伝えたいと思っています。

3番目、こういった活動に対して親の送迎に頼らず、公共交通やスクールバスの利用ということについては、1番で申し上げた体制が整ってきた段階で、さらにそれを充実させるための一つの方法として検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 公共交通に関わらずでございますけれども、もう1年くらい前ですか、東白川村中学校との部活の交流という話が出て、新聞にも出ておったわけでございますけれども、その後、ちょっと私もその経過を聞いておりませんが、町内は元より東白川の皆さん方の方からもそんな話が出ておりますので、要は交通をどうするかということに思いますし、スクールバス等の利用を考えれば当然やっていかなければいけないことだというふうに考えておるところでございます。

○ 議 長 答弁が終わりました。では、次の質問を。

○ 5 番 次はピアチェーレの道の駅が、より一層農業収入の増加のために、それと行列ができるメニューのあるレストランにするために、メニューコンテストなどを開催してはどうかという提案の質問をさせていただきます。

2018年3月を予定に、道の駅ピアチェーレ第2駐車場に複合施設が完成しまして、5月までにはリニューアルオープンするということになっています。この道の駅にあるチャオ、また、てまひまグループ、レストラン、お風呂、販売店は、農業の振興と雇用の場のために建設運営されておりました。それぞれの施設に働いてみえる方、また、運営にかかわっておられる方々には、日頃大変なご尽力に感謝するところです。皆さんがこれまでに作り上げてきたお客様との信頼関係や生産者との絆等が新しい施設にあって、さらに生かされるよう心よりお願いしたいと思います。

さて、具体的に建設計画が昨年度2月からはじまり、それまでは何の計画もなかったところでの計画に戸惑う方も多くあり、行政当局もなるべく対話や各団体の意向把握に努力していることと聞いています。戸惑いの一つの理由に、複合施設が立つことで、レストラン、ピアチェーレと新たな複合施設が国道41号によ

って離れてしまい、どちらの施設からもお客様が片方だけに行き、帰られてしまうのではないかとこの予想をされ、売上げをこのままの状態に維持する事に展望が持てないという声が上がっています。つまり、2つに分かれてしまうと今の収益はさがってしまう、そんな懸念が上がっているのです。確かに今のまま移転しただけなら、その予想の半分は当たっていくのではないかと個人的にも思います。なぜなら、チャオも生産者の高齢化等で、収益は横ばいになっています。てまひまもそのような状態であり、ピアチェーレ、レストランの運営に期待がかかっていますが、集客メニューをつくる手立てに悩んでいたりといった現状があるからです。このままでも収益には影が差していることも事実です。ましてやそれが別れてしまとなおさら色濃くなるのではないかとこの事です。ですから、根本的には別れてリニューアルしようと、このままにしていこうと農産物の売り上げを増加させて、レストランのメニューが行列ができるくらいに開発されることが重要だと私は考えました。そして複合施設ができたなら、確かに立地条件は不便にはなりますが、どちらへも行きたくなるそんな状態にしないといけないと思います。レストランは、行列のできるレストランになれば、複合施設は、魅力ある販売物、特に加工品の新商品が増えれば、それを求めて、リニューアルのチャンスにお客様が増えていくのではないのでしょうか。したがって、リニューアルオープンをこれらの施設の目的である農業の振興と、雇用創出を進めるチャンスととらえて、稼げる販売品、行列のできるメニューを作っていくかと思いましたが、

そこで3つの提案をさせていただき、質問をさせていただきます。1つは、行列のできるレストランにするために、賞金付のメニューコンテストを行うことを提案します。広く町内外から、ピアチェーレにあったメニューを募集して、話題性のあるレストランにするのです。2番目には、チャオなどで販売するものを、稼げる販売品をどんどん売っていくために、加工販売のプロによる農産加工セミナーを開催する。これはですね、島根県的美郷町というところで大変成果を上げているやり方です。ここでは農産加工のプロの方に作り方や保存方法、また販売まで教わって、既存の団体の新商品が生まれたり、また新しい団体が出来たり、個人で加工業を始める人がどんどん増えたという成功事例があります。私は、同じような中山間地の成功例というのは、どんどん真似てやってみることが大切だと思っています。3番目には、野菜やフルーツ、地元の豆の福鉄砲ですとか、エゴマなどの有機栽培についての栽培セミナーを開催することを提案いたします。農業振興会を作り、白川町で内外からも注目されて新規就農者も多い有機栽培のものを、販売力ができるまで栽培技術をつけるためのセミナーが必要だと思っています。これらじっくり取り組める今の冬の間に、そしてオープンの前に早急

に進めていってはいかがかと思えます。農産物販売収益増加と雇用の確保のために、販売品メニューを新しく増やす施策についての答弁を求めます。

○ 議長 はい、企画課長。

(企画課長 安江章君)

○ 企画課長 それでは5番 服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。複合型拠点施設の建設に関しましては、多くの関係者の方々のご理解とご協力によりまして現在、今年度末の完成をめざして工事を進めさせていただいているところでございます。大きな施設を建設しようとする際、本町のような財政力の弱い自治体においては、国の補助金の活用がどうしても必要となります。今回の複合型拠点施設の整備におきましては、国の地方創生事業の補正予算を急遽活用しようとしたことから、審議に十分な時間がとれず、また当初の計画から一部変更した経緯等もあり、調整に時間を要し、関係する皆様方にいろいろとご心配いただいている点につきましてはたいへん申し訳なく思っている次第です。ただ、議員のご質問の中に、それまで何の計画もなかったところでの計画とのご発言がありましたけれども、第2駐車場への移転につきましては、平成26年から平成27年にかけて、農業開発、てまひま、チャオ、クオーレの里、商工会、観光協会等のメンバーでいろいろとご検討いただきました「道の駅美濃白川 再生ビジョン検討委員会」の報告の中でも示された事項であり、議員協議会でもご報告させていただいた事案でございますので誤解のないようお願いいたします。

またもう一点、立地条件は不便になるがとのご発言もありましたけれども、現在手狭な駐車スペースしかないチャオにつきましては、十分な駐車スペースが確保できることとなるなど、移転が必ずしもマイナス要素ばかりではないこともご理解をいただきたいと思えます。

さて、議員ご指摘のとおり、2つの施設が国道を挟んで分かれることを心配される向きのご意見が多いことは十分承知をいたしております。現在、関係する施設、団体の職員の方々にお集まりいただきまして、ワークショップなどを用いて、将来展望について、また課題事項や管理に関する事項等について調整作業を進めさせていただいているところでございます。その中でも、議員が言われるように、2つの施設がどちらにも行きたくなるような魅力的な施設となることが重要となります。いかにこの2つの施設の共存共栄を図るかが、一番の課題といえますので、現在さまざまな意見をいただきながら検討を進めているところでございます。連携したイベントの開催、共通チラシの作成、共通のポイントカードの発行による特典の付与、プレゼント作戦など、いろいろな意見が出されておりますので、今後そうした意見を取りまとめ、実施に移していきたいと考えております。

行列のできるレストランメニューの開発、収益確保のための農産物の売り上げ

増加策が必要とのご指摘は、正にその通りでございますので、その方法につきましては、服部議員のご提言もあわせて会議等に諮りながら、また農林課とも連携を図りながら検討していきたいと考えております。議員各位、また多くの町民の皆様のご理解とご協力がなければ進まない事業でございます。今後ともご支援いただきますことをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 再質問ありますか。はい。

○ 5 番 今回の答弁でありますように、26年、27年での再生ビジョン検討の中で向こうに移していくということの承知はしております。それが町民の方々の中には中々浸透しきれていないという面が多少あったのではないかなと思う所ですが、理解することができました。

チャオについては、確かに老朽化、それとレジの設備等も古くなってきて、変えるという更新の時期にあり、また駐車場のスペースができるということなど、より一層収益を上げていく方に今回のものになっていくということもこの答弁でよく分かった次第であります。これらのメニューの作戦等については、前向きに取り組んでいただき、それにも皆で協力を惜しまないようにしていくつもりです。

農業というのは、冒頭の町長さんのお話にもありましたが、種まきが春から始まります。もう種を買うのは1月、2月から用意をしていくわけですので、この時期を、この冬の時期を逃すと、また来年の1年先送りになってしまうということでもありますので、2回でも3回でもセミナーを開いたり、またメニューの開発も前もってのオープンへの、知名度を上げる為にいろんなグループ、団体にも委託をするような形ででもやっていただけたらいいかなと思います。この施設、そして農業の振興については、私たちがこの白川町の自然とか人々の能力をいかに引き出していくのか、そういう点にかかってくると思います。そういう引き出し方ができれば、私はこのピアチェーレ、チャオの売上も倍にはしていけると思っていますし、そのような目標を持ってじゃあどうしたらいいのかというような目標をたてる必要があるのではないかなと思います。そこで町長さんにこの新しい施設のオープンに向けての、この中の夢といいますか目標ですね、この施設を建てることで農業振興ですとかその他あれば、できましたら町民の皆様に希望が持てる施設づくりにしていただきたいと思っておりますので、そのような抱負もお伺いできたらと思います。

○ 議 長 はい、町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 ピアチェーレを含めてあの施設の改革というのは、私が町長に就任しました時からの課題でございました。その時、ちょうど平成25年の夏ごろからだと思っておりますが、その時の議長さんであられました安江議長さんにいろんな相談を申し上

げたところでございまして、そんな中で検討委員会を早速作ろうじゃないかというような形で、早速検討委員会を作っていただきました。この中でただ、ご存じのようにあそこは農業開発という形で、白川町で生産された農産物を加工したり、また、新しいものをつくるというようなものが目的でございましたんですけれども、単なるお土産屋になっているんじゃないかというそういったお話もございました。その中で関係者の皆さん方に寄っていただいて、当然職員も、若い職員の方に出ていただくような形の中で検討委員会が始まった訳でございます。私共も大きな期待をしておるわけですし、当然素人の方もお見えでありますので、道の駅の専門の方たちにも講師に来ていただいた訳ですし、その方たちの結論的なものでは、商工会も含めてもう少し白川町全体の農業ばかりじゃなく、あそこでアピールできる場にしたいというお話でございました。それが根本でございますので、今後いわゆる農産物ばかりじゃなくいろんな物もやっていきたい、あるいは例えば住宅的な物もあってもいいんじゃないかなという思いもありますし、希望ですので現実とちょっと違ってくる部分もあると思いますけれども、そんな開発の場所にできたら一番ありがたいなことなんです、いかんせんやる人町民の皆さん方がそこに興味を持たなければ何の意味合いもないわけですし、今回もあそこに建物を建てて、工事が進捗する段階で、例えば上棟式的なものもあそこでやって、お客さんを外から、上棟式にも来ていただく、あるいは中の内装もこっぴどきやったよ、こっぴどきやったんだよと、段階ごとで外に向けてアピールもしていきたいというような、そんな事業計画も担当の方で組んでおるようでございます。

そして六次産業化の中で、それぞれの皆さん方のいろんな希望もありまして採用されたものもございましてけれども、その発信基地になるということが一番大きな望みでございますし、もう1点は有機、有機野菜というのは高いはずいは見てくれが悪いはというのが有機野菜の3原則、3原則ではなくて特産、特徴でございましてけれども、そういった形ではなくして、本当に有機のお店に行きましても立派なものが並んでおります。こうした物が生産できるような体制、そして私どもは有機の里ということで、白川町を謳っております。それで移住の方もお見えになっておりますので、そうした方たちの発信の場になることを祈念もいたしますし、もう1点は、お年寄りの楽しみの場という形にもしていきたいということで、福祉を含めて、あるいはさらに集落営農も含めてこういったものもあるんだよということをごんごん進めていきたいのが私の夢でございます。以上でございます。

- 議 長 再々質問ありますか。無いですか。
- 5 番 ピアチェーレの複合施設が益々町民に喜ばれる施設になっていくために、今後

ともこれらのことを町民一体となって参加型で進めていただくような仕組みにしていただきたいと思います。私の質問を終わります。

○ 議長 5番 服部圭子君の質問を終わります。

では、3番 梅田みつよ君の質問。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3番 よろしくお願ひします。議長より発言を許されましたので、質問にはいらさせていただきます。第1項目として、成年後見人制度の活用について質問いたします。今後増加すると思われる高齢世帯、認知症の高齢者、単独世帯、また身体や精神の障がいのある方々で支援の必要な方に対して、高齢世帯になってからの不安の解消、また認知症高齢者については、認知症になる前からの人生の今後の在り方について考えていただくこと、そして単独世帯の方は、単独世帯の抱かえる諸問題、障がいを抱かえて生きる方、また遠方に住みながら、なかなか一緒に考える機会のないご家族やご親族様の不安、それらに寄り添う一つ的手段として成年後見人制度を知る機会があつてよいのではないかと考えております。後見人になれる人というのは、任意というのと法定の大まかに分けて2つの場合がございますが、判断能力が低下した人の財産管理と、身上看護を行う事ができるとされています。

現在、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の財産保全等のサービス、というのの活用は実績がございますが、中々それ以上は踏み込めないというケースも多々あると思います。身寄りがない、親族間に紛争がある、あるいは財産を悪用されている、法的問題を自力で解決できないなど、問題を抱かえるケースもあります。法定の方の後見人ということで話を進めていきますけれども、後見人制度の後見、保佐、補助ということの見極めも含めまして、中心となって関わっていただく専門家、専門家といいますのは、例えば弁護士とか社会福祉士、司法書士、そういった方々の育成や確保というのも今後必要になってくると思われまゝ。そういったのが地域に不足しているのではないかなということと、また地域に不足しているのであれば、近隣の専門家に依頼していくことも検討として考えられていくべきと思っております。困っている住民を放置しない一つ的手段として、このような制度があるということ踏まえ質問いたします。

まず1つ目の質問です。本町における制度活用の実態については、把握している限りで結構でございますが、どのようになっていますでしょうか。2つ目、本町に親が居住しており、近隣あるいは遠方に居住する子どもと、子どもが親への関わりについてですけれども、子どもさんへのアプローチ、呼びかけ不足などはないでしょうか。ということは、親はいつまでも元気でいけませんから、親の生活実態と事実をしっかりと伝えていく努力が必要と思われまゝ。それをなぜ今言い

ますかという、10年後、先ほど町長の話しもございましたが、10年後には本町も高齢化というのが、65歳以上の人ということでございますが、そういった方が50%弱というような数値を出してくる時代になってきます。そういったことが予測され、地域力だけでは解決しないという問題を、そのような制度の活用によって救われていくという事もあるのではないかと考えております。地域のしくみを、しくみという大きな括りで本町でも一つの手段として検討していく必要があるのではないのでしょうか。その辺りはどのように考えておられるのか教えてください。3つ目ですが、この制度について町民ご本人、ご家族やご親族に向けてそういった事がありますよというPRや研修等のご予定があれば教えていただきたいと思っております。以上です。

○ 議 長 答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 田口裕和君)

○ 保健福祉課長 それでは3番 梅田議員のご質問の、青年後見人制度の活用についてにお答えしたいと思います。まずはじめに、白川町ではどうなっているのかという議員のご質問にありましたように、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など、精神上の障害により判断能力が不十分な方に対する援助の方法につきましては、議員からお話がありましたように、日常生活自立支援事業と成年後見制度があります。このうち日常生活自立支援事業は、町の社会福祉協議会が県の社会福祉協議会から委託を受けて実施する事業であります。本人との契約に基づきまして、福祉サービスの利用手続きや年金受け取りの手続きなどの援助を行うことができます。本町の社会福祉協議会では、この事業を平成15年から実施してきております。現在4名の利用者があるということでございます。

一方、成年後見制度は、本人、配偶者、あるいは四親等内の親族、それから市町村長などの申立てにより、家庭裁判所が後見人を選任し、本人の判断能力に基づく区分であります後見、保佐、補助にそれぞれ必要な権限、同意権とか取消権、代理権を与えるということにより、被後見人の財産管理、契約などについて支援する制度でございます。この本制度は、平成12年度から民法並びに関連法令の改正より施行され、その後も改正を経て運用されているところでございます。全国的には年々利用者が増加している傾向でございます。全国では約20万人の利用者があると聞いております。

さて、議員の一つ目の制度の活用実態についてでございますけれども、本町においても成年後見の審判請求に対する要綱などの整備はしてあるところではございますけれども、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業、こういったものも検討した上で対応しているところでございます。現在のところこの法定後見人の制度利用が無いのが現状でございます。また、議員が申されました任意の後見、この利

用については把握ができておりません。それから、相談窓口業務としましては、保健福祉課もそういった相談を受ける所ではございますけれども、包括支援センターに委託し、支援センターの事業の一つである権利擁護事業として位置づけ対応を図ってきておるところでございます。しかし専門に取り組む人材が不足していることもあり、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に頼っているのが現状であります。

次に2つ目の遠方に居住する子どもたちへの呼びかけや、今後の仕組み作りなどについてでございますけれども、町では独居の方や高齢者の方が白川町に在住され、町外に居住する子どもたちへの呼びかけとしまして、困ったときの相談窓口、町の福祉サービスの内容などを知ってもらうために親の暮らす白川町を知ろまい会という集まりを社会福祉協議会や包括支援センター、サンシャインなどの協力を得ながら平成27年度から実施しているところでございます。できるだけ参加がいただけるような時期を想定し、案内をしているところでございますけれども、参加者は減少の傾向であります。今後につきましては、町民会館の会場で行っておりますけれども、地区を拡大し佐見、黒川地区でもこういった開催も必要かと考えておるところであります。また、福祉サービスの情報提供と併せて、こういった会に成年後見制度についても紹介していきたいと考えております。

今後の仕組みづくりについてでございますけれども、現在いろんな困難事例が発生した場合には、その事例ごとに関係機関や、この近くでは可児市にあります法テラス可児法律事務所、町内司法書士の方、御嵩にあります簡易裁判所といった所などへ相談をしていますけれども、長期化してきますとなかなかこれが進まないのが現状となっております。今後そういった事例に対応する専門職が必要であり、できれば早い時期に、専門的に対応できる体制を整えていきたいと考えております。将来的には、障がい者の関係、介護の関係などこういった垣根を無くした総合相談窓口として、ワンストップで対応できる相談窓口の設置を目指していきたいと考えております。

次に3つ目のPRや研修などについてでございますけれども、現在この制度に関する研修会などの予定はございませんが、町内関係機関の研修会も今後は必要かと考えます。制度の啓発などにつきましては、広報しらかわなど通じて考えていきたいと思っております。以上、梅田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

- 議 長 再質問ありますか。はい。
- 3 番 丁寧なご答弁ありがとうございます。今ですが、まず1番の質問に対してですが、実態が把握できていないということ、例えば親族等で行われる場合とかもあると思いますので、実際にはすべて町が把握しているというふうには私も考えて

おりませんので、実態がないということで承知いたしました。

2番目の質問についてでございますが、総合相談窓口というのが、ちょっと考えているということで、非常にいいなというふうに思いました。町民が役場に、何かの心配事や困りごとがあつてきた時に、そこであつちの課だからね、こつちの課だからねというふうにならずに、ここでまず一つ話を聞きましょうかというような感じのイメージを持ちましたけれども、そういったものができるといいなというふうに思いましたが、そういう窓口のイメージでよろしかったかどうかということをご質問したいと思います。

それから第3についてですが、日常生活自立支援事業の活用で、今現在、成年後見制度の活用はないが、日常生活自立支援事業の財産保全のサービスということの活用で治まっているというふうにも考えると、白川町の住民の方々がそれで4件という事例でございますので、それで治まっているというふうにするのか、実は表面化していない問題がまだまだ沢山あるというふうには認識しているのかどうか教えてほしいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議 長 はい。答弁申し上げます。

○ 保健福祉課長 それでは、最初の相談窓口のイメージでございますけれども、議員がおっしゃられるとおり障害の関係とか、高齢者の関係、あるいは生活困窮の関係などといった場合に、あつちの課、こつちの課というのではなく、相談に来られた所である程度の相談に応じ、全体的にそれぞれの窓口へ繋いでいくという形でございますので、議員がイメージされているとおりでいいかと思えます。

それから2番目に、自立支援事業の社協の方での対応で終わっているのかどうかという事ですけども、実際的には今までそれがなかったというのは、それぞれ親族や協力してみえる方があつたということもありますけれども、全国的な流れからすると、どんどんこれは増えてきている状況にあります。白川町においても、そういった制度をPRすることは必要かと思っておりますし、現在、可茂管内にもこういった制度を再度、福祉関係者で研修会などを始めているところでございますので、今後においてはこういったことが必要かと考えております。

○ 議 長 再々質問ありますか。はい。

○ 3 番 ありがとうございます。では、申し訳ございませんが先ほど質問し忘れたことがありますので申し上げます。専門家の確保や育成の見込みについて教えていただきたいのですが、専門家といひましても法テラスとか御嵩の裁判所とかそういった本当の専門職のところに相談に行くことも当然あると思いますが、身近で相談できるという、それも役場の職員さんだけが相談できるのではなくて、住民が身近に気軽に足を運んで相談できるような、そういった方はいらっしゃるのかどうか教えてください。

- 議 長 はい、保健福祉課長
- 保健福祉課長 専門家につきましてでございますけれども、今後そういった方を育成していかなきゃいけないということもございますし、美濃加茂市あたりでは、社会福祉協議会でそういう要望事業をやってみえる職員がありまして、そういった方が美濃加茂市の職員の方へ派遣をされてきて活躍されているということもございますので、白川町においても、そういった形がとれば、まずはそういったところから始めていけるんじゃないかと思っております。
- 議 長 質問を終わります。では、次の質問に移ってください。
- 3 番 はい。第2項目に入らせていただきます。第2項目として、民生委員の活動交付金について質問いたします。現在、民生委員は町内各地域ごとに任命されております。民生委員は、国の定めたところにより任期3年、そして白川町では活動費として一月あたり5,000円、一世帯あたり30円ということで支給されております。しかし、最近の家族の形態というのが住む環境も含めて変化しています。人口は減少しているが、世帯数が増加しているというデータがあります。その原因は、核家族や高齢世帯が増えているということも背景にあると考えております。そうなりますと、一人に関わる関わり方というのが以前と変化しているという事にもなります。私も町内で、いろいろな所でいろいろな話を聞く機会がございます。比較的軽度な関わりで済むケースと、支援が非常に困難なケースとがあります。その活動によっては短時間で済まず、命に関わるケースなんかもあるということです。時間にしてもですね、数分の訪問では済まないケースもありまして、心労もはかりしれません。安易に時間給や心労に比較して活動費用を決められるというものではありませんが、数年前に決定された活動交付金と活動交付金内容、活動内容と現在は同じ活動内容ではなくなっているのではないかと思います。先ほども申しましたが、この先10年あるいは20年、30年を見通しても、もっと民生委員さんに負担がかかっていくという事になってくるのではないかと思います。そこに、いろんな人材不足の波も民生委員の確保にも繋がってきて、非常に困難な状況になってくるかもしれないと思っております。ただし活動費につきましては、公平性も考えますと世帯ごとにこの方は困難な事例ですのでいくらとか、このくらいの負担が適確であろうとか、そういったふうに費用を決められるものではございません。全国的に高齢化が加速度的に進む本町におきまして、民生委員の果たす役割というのは、非常に重きことになってくることを否めないことから、質問いたします。まず1つ目の質問です。委員の活動のサポート、心労をサポートするというような体制はどのようになっておりますでしょうか。2つ目、民生委員の活動交付金の見直しは、今後検討が必要と考えますが、いかがでしょうか。以上、質問させていただきます。よろしくお

願いたします。

○ 議 長 答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 田口裕和君)

○ 保健福祉課長 それでは3番 梅田議員の民生委員の活動交付金についてお答えします。議員もご存じのとおり、少子高齢化や核家族化が進んでいる本町におきまして、梅田議員には民生委員活動の重要性をたいへんご認識いただいていることに、まずもって厚くお礼申し上げます。さて議員が述べられましたように、本町の人口は少子高齢化が進み、人口が減少する一方で高齢化率は増加し、高齢世帯、高齢者独居世帯の割合は増加する傾向にあります。抱える問題は金銭や家族関係など、高齢者以外の方を取り巻く環境も変化しつつあり、引きこもりや生活困窮など対象者の範囲も拡大しつつあります。一方、民生委員さんについては、平成28年度に改選をされましたが、1期で交替される方も増えており、今後人員確保が難しくなることも懸念されます。このような現状の中で、岐阜県民生委員児童委員協議会の開催する研修会などにおいても、民生委員の役割として、包括支援センターや保健福祉課、あるいは子育て支援担当課などへそういった部署への繋ぎ役であるということが、研修会の中でも強調される傾向にあります。また、民生委員法第10条には「民生委員には給与は支給しないものとし・・・」とあり、民生委員活動は無報酬であることが前提となっています。しかし、活動においては交通費等の費用も必要になることから、費用弁償として活動費を白川町民生委員協議会からお支払いすることとしております。

さて、議員一つ目のご質問の民生委員の活動や心労に対するサポートについてですが、議員が言われるように相談内容などは、近年世帯の状況により多種、多様化し、且つ複雑化している中、民生委員さんの主な役割は繋ぎ役と言うことを踏まえて、包括支援センター、役場関係機関においてもサポートには努めておりますけども、やはり地域の状況や情報に強い民生委員さんのお力をお借りする場合もあります。その負担は本当に計り知れない部分があるかと思えます。そのため、先の質問でもお答えしたように、今後、本庁の相談窓口の充実を図り、住民の相談は元より民生委員の方からの相談や情報など、そういったものにも対応を図っていきたいと考えております。

また、心労のサポートについてですけども、これは役員からの提案もあり、本年度から民生委員協議会の定例会ごとに民生委員カフェというようなものを開催し、それぞれ地区を中心として各種情報交換や事例などについて話し合う場を設けているところであります。特に新任民生委員の育成やサポートにも努めているところであります。

次に2つ目の活動交付金の見直しについてですが、現在、白川町民生委員協議

会へは町から200万円、県から23万円の助成があります。この中から、議員の質問にもありました活動費、個人への支払いとして、一律5,000円と地区世帯数、1世帯に30円のほか、民生委員協議会として参加する会議などへの旅費を別途支払うこととしております。また、地区での活動に関する活動費として町内4地区に、1地区ごと一律27,000円と地区民生委員の人数、1人2,000円を併せて支給しているところでございます。また、県研修会等への参加時の食事代についても支出しているところでございます。従いまして、活動費全体では一人あたり年間79,600円ほどとなっています。このほかに県から個人へ一人あたり年間59,000円の活動費が支払われています。合わせて年間一人138,600円程ということになっています。

この民生委員協議会への交付金につきましては、ここ数年200万円の交付金となっております。平成28年度の可茂管内の民生委員協議会への交付金、活動費の調査結果によりますと、本町の交付金の額が他市町村と比べても決してこれは低い方ではなく、むしろ上位にあります。一人あたり支払額として換算されたものについても管内では上位にあります。こうしたことから現在のところ活動費用についての見直しについては検討しておりませんが、しかしながら議員が言われるように、民生委員を取り巻く状況は年々厳しくなる傾向にあり、今後も国や県、他市町村の状況などの情報収集に努めて参りたいと思います。また併せまして民生委員の活動に対する助成などについて、改めて国へもこういった状況を知っていただき、要望を上げていきたいと考えております。今後につきまして、長く続けていただけるよう委員の皆様にもお願いして行きたいと思っておりますので、議員におかれましても、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いたします。以上、梅田議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 3 番 質問ではございませんが、やはりより良い地域、住みやすい地域を守っていく大切な役割を担っていただいております方々が、活動しやすい環境、そしてまた住民が安心して暮らせる町というのを作っていかれることを期待しまして、私の質問を終わります。

○ 議 長 質問が終わりました。

それでは次に、2番 佐伯好典君。

(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 ただ今、議長より許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。私の質問は、資源回収用のごみステーションの設置についての質問です。

現在、白川町内の各校区で資源回収が年2回行われ、資源の買取価格には町費からの補助も入り、使い道が決められた財源が多い学校予算において、自由度の

高い重要な財源となっています。去年の蘇原小学校の例では、運動会等の行事に欠かせないテント購入の補助、教育委員会が進められている I O T に関するパソコンのリース代、その他にも心肺蘇生キットや新入生の縄跳びの購入、2, 3 年生の学力テスト、地域のスポーツ少年団への補助、地域行事の祝儀と、学校活動から P T A の負担軽減、地域への貢献と幅広く活用されています。回収方法は資源回収の前日までに自治体ごとに公民館などに持って来てもらい、当日朝に P T A が中心になり学校のグラウンドに集め、業者のトラックに積み込む形をとっていますが、近年では生徒数の減少により、運搬面でトラックを持っている家庭の減少、地域や町内の企業からトラックを借りることも、事故を起こした時の責任問題で難しく、地域の回収場所から学校まで持って行く方法が困難になってきています。少子高齢化が進む町において、このような形の回収方法を見直す必要があると考えます。ここからは提案ですが、いつでも町民が資源を持ってこられる資源回収用のゴミステーションを校内に設置することができないでしょうか。いつでも資源を持って来られる環境ができれば、P T A と地域でルール作りをし、地域の方は学校へ資源を持って行く事で学校への支援をする事になり、P T A は集まった資源を責任を持って業者へ渡す事によって財源を得る、このような流れができれば現在の資源回収の問題を解決できるのではないかと思います。考えをよろしくお願いします。

○ 議 長 答弁を求めます。教育課長。
(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 それでは2番 佐伯議員のご質問にお答えさせていただきます。

各校区で毎年実施されております資源回収には、保護者の皆様にご協力をいただいております。現在、各小中学校では、年2回から4回の資源回収を行っていただいておりますが、町では、環境保全の意識高揚と資源の有効活用、ゴミの減量化推進を目的として、平成5年度に「白川町リサイクル活動助成金交付要綱」を定め、リサイクル活動によって回収した品目ごとに、その重量に対して助成金を交付しております。各学校では、議員の言われるとおり、回収業者への売上金とこの助成金を学校活動等に必要な財源としてご活用いただいております。この助成金の交付実績を申し上げますと、平成28年度には総額で239万円、平成27年度では258万円となっております。

さて、議員ご質問の、学校に資源回収用のゴミステーションを設置してはどうかについてですが、確かに学校にゴミステーションがあり、町民の皆さんがいつでも自由に資源ゴミを学校に持ってくることができということは便利であります。設置のスペースの問題とか維持管理の問題、また学校までの搬入方法等検討すべき課題は多くございます。このため今のところ学校にゴミステーションを設

置する予定はございませんが、小中学校の中にはアルミ缶の集積場所を常時設置している学校があることは承知しております。まずは、現在行っているとおりの、各校下ごとで自治会の公民館等を集積場所として定め、地域の皆さんに持ち寄っていただく方法を継続していただきたいと思いますが、現実には、少子高齢化によって保護者だけでは人手が足りなくなっている地域もあります。そういったところでは、保護者だけではなく地域の皆さんの力を借りて、地域の行事として実施されているところもあると聞いております。また、運搬が困難な段ボールとか新聞紙などについては、回収業者の収集車に各集積場所へ直接回収に来ていただくと、そういった方法をとっているところもございます。資源回収を実施するにあたりましては、保護者の皆さまに大変ご苦労をお掛けしていることは承知しておりますが、収集運搬方法の見直しとか、地域を巻き込んだ活動にしていく等、他の地域の例をみながらご検討いただくことをお願いして答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

- 議長 再質問ありますか。はい。
- 2番 教育課長、答弁ありがとうございます。確かに今、なかなか学校に設置することは難しいことではありましたが、現在資源回収、日にちが決まっているじゃないですか、その日に持ってくるごみの量というのが、なかなか業者で把握できず、その日集まったものを持って行く段階で、ここで言う事ではないのかもしれませんが、かなりトラックが危険な状態になることが多くて、保護者の間では大丈夫かという話が、僕はまだ資源回収2回しか参加してませんけれども、2回ともそういう事がありました。後は、その日に持って行かなければいけないという、決められた日に一気に持って行くというのがやっぱり負担で、いつでも持ってこられるように、今ふれあいセンターやそういうところに改修のあれはあるんですけども、資源回収でしか回収しないぼろ布等の資源、そういったものを回収するものが常時ほしいという意見がありまして、ふれあいセンター等に置く方法もあると思うんですけども、やはり資源回収はその学校活動の大事な予算になっておりますので、できれば回収ボックスを置いた状態でも学校が、PTAが関わるような形にできたらいいなというふうに私は思います。例えば、アルミ缶等は曜日が決められていて生徒が学校に進んで持って行ったりしていることはあるんですけども、例えば資源回収でいつも集めるようなものに対して、例えば曜日を決めて、生徒に個々持って行かせるようなそういった形がとれるのであれば、学校で回収することも可能ではないかと思われませんがいかがでしょうか。
- 議長 はい、教育課長。
- 教育課長 はい、ありがとうございます。まずトラックについては、確かに私も経験ありますが、非常に大量な新聞紙、雑誌を積んで行くこともございますけれども、そ

ういった危険なことは、資源回収で何か事故があってもいけませんので、それぞれ実施される場合はですね、なるべく無理はなさらないようにしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

町が設置する集積場所で集めてしまえばそれで回収はできるんですけど、今おっしゃられますように資源回収によって学校への予算と言いますか、学校で使える収益金なども確保したいということでございますけども、アルミ缶ですと生徒が持ってくることもできますが、新聞紙とか雑誌とかですね、そういったものはなかなか児童、生徒に持たせることはなかなか大変かなと思っております。年々集積する量というのは実は減ってきておまして、28年度の実績を見てみましても、5年前と比べまして約28%、3割りぐらひは減っておるといふ、量的にはですね、そういうこともございまして、それもPTAに入る助成金に影響しているというふうに思います。

先ほどの繰り返しになりますが、年に回数を増やすことは負担でございますけれども、何回か行われる集積の日にはですね、沢山出していただいて、それを収集する方法をまた検討いただくと、そういったことをお願いしたいなと思っております。学校に設置するという大変いいことではありますけれども、今のところ具体的には検討はしていない状況でございます。

- 議 長 再々質問ありますか。はい。
- 2 番 再々質問とはまたちょっと違うかもしれませんが、やはり今後、実際問題運ぶ人、また生徒がいなくなり、資源回収がなかなか難しくなってくると思いますが、この件に関しては僕も周りも、PTA、学校と相談し、町の方でも今後近いうちにまた大きく流れが変わってきて、回収が本当に困難になるというのが想像がつかますので、またそこら辺、その都度対応して、新しいことを初めていただきたいと思います。
- 議 長 以上で、一般質問を終わります。
ここで2時20分まで休憩とします。(午後2時10分)
- 議 長 再開します。(午後2時20分)
◇日程第5 議第51号 白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第5 議第51号「白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第51号「白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第51号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号「白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第6 議第52号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第6 議第52号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 町民課長 議第52号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第52号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第7 議第53号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第7 議第53号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君 登壇)

- 企画課長 議第53号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第53号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
◇日程第8 議第54号 地方創生拠点整備事業 複合拠点施設建設工事請負契約の変更について
- 議 長 日程第8 議第54号「地方創生拠点整備事業 複合拠点施設建設工事請負契約の変更について」を議題とします。
説明を求めます。農林課長。
(農林課長 伊佐治優君 登壇)
- 農林課長 議第54号「地方創生拠点整備事業 複合拠点施設建設工事請負契約の変更について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
- 議 長 はい、5番。
(5番 服部圭子君)
- 5 番 この施設については変更という事で、工事期間を速やかに予定通り進めていただくようお願いしたいと思いますが、質問なんです、この増額の内容についてはレジのことと、もう一つ基礎の工法についての変更という事を伺っています。何か20cmぐらいの石でも、以前の計画では難しかったということなんです、素人だと思いますと、20cmぐらいの石はどんな所でもありそうなふうに思うので、その工法が請け手の西野建設の方では、請け手が難しい、何というか、基礎をつくる工法における限界が、そのような内容があったのか、もしそういうことは入札の時とかに事業者の説明等はなされて、こういうふうになっているのかというあたりが知りたいと思います。それが工法の方ではなくて設計変更というあたりでの予算なのかでありましたら、その辺のことも教えてほしいと思います。
そして、今後こういった大きい施設を建てるのは久しくなかったと思うんですけども、これからもこのような基礎工事についての変更ということは、庁舎建

設等においてもあるのか、そういうことを防ぐために今後どのように考えてみえるかということもお聞きしたいと思います。

- 議 長 答弁を求めます。農林課長。
(農林課長 伊佐治優君)
- 農林課長 先ほど申しましたように、地盤改良でございます。これは当初の設計といたしましては、柱の形に掘削をする機械を使ってそれに解用土を入れて杭の形で固めるという工法でございます。これにつきましては、当初にサンプリング試験というような形で試験をいたしましてこの工法を決定しております。これにつきましては、設計会社の方にお任せをいたしまして決めておった工法でございます。これに対しまして現地の方で実際に施工いたしました場合に、今お話にありましたように20cm内外の転石が出てきたということで、掘削できません。これはですね、機械の能力というよりも工法でございまして、前回説明いたしましたように、土と一緒に添加剤を混ぜていく。いわゆる攪拌をしていくという機械でございまして、純粹にまったく掘るだけでしたら多分掘れるんですけども、土と一緒に混和する、土に添加剤を混ぜるというということが主でございまして、今の石があるということで入っていかないと、それがでてきましたので、全面的な地盤改良、約1.1m程の地盤改良でございますが、これを全面にやりまして、地盤の体力をつくるという事にさせていただいております。これにつきましては、今後の、建設でもでございますけれども、事前の地盤調査をもう少し入念にということも考えられます。今回につきましては、設計会社の方でも地盤調査をしておりますが、たまたまそこが杭が入っていったという言い方は変ですけども、地盤調査の結果掘りました所がたまたま出てこなかった訳でございますけれども、全面的な広さの中でやっていく場合には、目に見えない部分でございますので、これらの変更というのは仕方のない部分でございますのでご了解を願いたいと思います。
- 議 長 8番。
(8番 安江孝弘君)
- 8 番 今、服部議員からも質問があったわけですが、設計変更することは出来なきゃやむを得ない、このふるさと創生のこの事業をですね、佐見の鯉の赤煮の工事も遅れておる、これもおそらく工事が遅れていくと思います。黒川だけが建前が済んで、屋根が出来て今工事中ですが、全体的に遅れてしまっておる。そして今の追加工事、予算をみることは良いんですよ、しかし初に地質調査をして、その調査をしたところはどこが調査したのかは知らんけれども、もし第一の設計会社がやったとすれば、自分たちで設計してやって、業者が請けたら石が出てきたで困る、それで請負の金が足りないからこっだけ追加してほしい、これ何か変な話や

が、そこら辺は一体どうなっただけでこういう形になったのか。普通、その設計会社が地質調査するという事は、建物を建てるために柔らかい所があり、固い所があるで調査をして設計して、そして受け渡したわけですが、それで固かったら20cmくらいの石があったでどうこうと、そんなことは素人でも考えたってわかるわけで、その辺のシステムがおかしいんですよ。私は請負のこの前の時に言ったように、設計会社がどういう形で、それがまた下請けに出しておるわけやね、設計会社が。そのやつにまたこんだけの追加をやることは反対とか賛成の問題じゃないです。その辺はどうしてこういうことになったんですか。

○ 議 長 はい、副町長。

(副町長 佐藤滋君)

○ 副 町 長 まず地下の部分、基礎の部分設計するにあたっては、地質調査をやってからそれを見て計画を立てるわけでございます。今回、設計の段階の委託では、地質調査の分も含めて委託を出したんですが、その時点で地質調査をする箇所数の設定が、うちの見積もりでは少ない設定だったということですね。現実的には。今回の基礎は169か所、2mほど穴を掘ってその中を攪拌して、杭を、しっかりした杭を造るといふそういう設計でございましたが、サンプリングが169か所も、全部サンプリングすると設計委託料だけでもかなり高いものになり、うちとしては抽出で何か所か地質調査すれば、それで足りるといふ事で設計をお願いしたということでございます。実際掘ってみたら、サンプリングの個数が少なかったせいで、そういう転石が出てくる箇所が沢山あったということなので、設計変更になったということでございます。

今後この対策をどうするかということですが、その地質調査をもっと入念にやればいいんですが、多分そのサンプリング調査をやるためには莫大な費用がかかるということですので、今回ひよっとすると、試算してみないとわかりませんが169か所みんなサンプリング調査をしておいたら300万円の委託料だけでは足りなんだ状況になると思いますので、設計上どうしても抽出して地下の状況を見るということでございますので、今回はやむを得ない状況であったというふうに思います。

○ 議 長 8番。

○ 8 番 今、副町長の答弁やむを得ないと、それはやむを得ないかもしれません。しかし、それだけ議会にあれだけの物を出してですね、検査ができなかった、足らなかった、その為にこれだけの300万円から400万円近くを追加しなきゃならん。まだ工事やりかけですよ。これから建物が建って、このために工事が期限までに間に合わなかったら誰が責任とるんですか。おそらく間に合わないですよ。この工事があったために、工事が遅れました。そんな弁解は通らんとするんです。

が、その辺のこの一連の工事がですね、これだけやなしに創生事業の中の鯉の佐見の赤煮でもそうですよ。まだ館もやりかけ、出来とらん。誰が責任とるんですか。遅れてくことはいくら遅れたっていいですよ。しかし、鯉の赤煮なんかはね、お歳暮に間に合うようにとிட்டが、これはこの議題やないですけど、それぐらい遅れておるんです。これもおそらくかなりの時間遅れると思うんです。そこら辺どういう計画で、いつ完成して、いつまでには絶対的に引き渡すと、それ約束できますか。

○ 議 長 農林課長。

○ 農林課長 はい、工期の件、ご心配いただきましてありがとうございます。まず複合施設でございますが、今議員おっしゃったように地盤改良ということで遅れておりますが、今現在の工程で十分終了日に間に合うように予定しております。具体的にいきますと、今月末、最後の週でございますが、26日からいわゆる建前という形で建ててまいります。いわゆる建てることだけ終わりますと、内部の造作、建築につきましては、多数の業者が一度にかかるという言い方は変ですが、いろんな場所から仕事ができるということで、予定の工期に間に合うように、工程管理の部分でございますけれども、打ち合わせをしてそれは確認しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

同じように佐見の加工施設につきましても、建物につきましては今年度内に竣工するというご願ひしたいと思ひます。それと、鯉の赤煮の当初のお歳暮にというお話でございましたが、この建設につきましては、製造者の方にはですね、当初から今年の分の赤煮には間に合わないということでご了解をいただいておりますので、それだけのご理解を願ひたいと思ひます。以上です。

○ 8 番 今答弁をしてくださいましたが、インチキの無い、嘘の無い、工事がちゃんと期間中に間に合うように約束してください。これで終わります。

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
（「賛成」の声あり）

○ 議 長 討論を終わります。採決します。
議第54号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号「地方創生拠点整備事業 複合拠点施設建設工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第9 議第55号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する
規約に関する協議について

○ 議 長 日程第9 議第55号「岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約に関する協議について」を、議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君 登壇)

- 総務課長 議第55号「岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約に関する協議について」議案及び提案説明を朗読し、説明した。
 - 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
 - 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
 - 議長 討論を終わります。採決します。
議第55号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号「岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約に関する協議について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第10 議第56号 平成29年度白川町一般会計補正予算(第4号)
議第57号 平成29年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議第58号 平成29年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 議長 日程第10 議第56号「平成29年度白川町一般会計補正予算(第4号)」及び、議第57号「平成29年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」及び、議第58号「平成29年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第2号)」を一括議題とします。
 - 議長 お諮りします。
本件については、議案の補足説明を省略し、直ちに予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - 議長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決定しました。
 - 議長 お諮りします。
白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を12月15日までに終わるよう期限を付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - 議長 ご異議なしと認めます。よって審査期限は、12月15日とすることに決しました。

○ 議 長 お諮りします。
本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。
明日15日、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。なお、明日15日は午後1時00分から役場第1会議室において、予算審査常任委員会を開催しますので、各位のご参集をお願いします。それでは、本日はこれをもって延会とします。どうもご苦労さまでした。

(午後2時59分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員